

北海道議會時報

第一卷第八號

昭和二十四年十二月

目次

◎第五回定例道議會	一
△提出案件	
△議事の經過	
△建議案	
△決議案	
△各派交渉會	
△諸 願	
△昭和二十四年度道費追加更生豫算に對する知事説明要旨	
◎特別委員會	一〇
△豫算審査特別委員會	
△さけます處分に關する調査特別委員會	
△外地同抱引揚對策特別委員會	
◎常任委員會	二〇
△總務△民生△衛生△經濟△水產△商工△林務△開拓及び農地△土木	
△勞働及建築	
◎各種會合	二五
△東北七縣北海道知事議長合同會議	
△全國都道府縣議會會聯事會	
△土地改良促進議員大會	
雜錄	三〇
△來 往	
△議員の動靜	
資料	三〇
△昭和二十四年度豫算現計調	
△道議會各派役員調	
△地方自治法に關する質疑應答	

第五回定例道議會

第五回定例道議會は十一月十六日開會せられた。今回は旱害対策及び凶漁対策等の重要施策、その他當面の差措き難い經費並びに國庫補助金の確定に伴う措置等についての追加更正豫算その他の案件が提出せられたのであるが、本議會においては特に旱害対策、凶漁対策、税制改革に伴う道財政の見透、電源開發等の諸問題が大きくとりあげられて活潑な論議が交され、十一月三十日午後三時四十五分閉會した。

なお今回提出せられた案件並びにその経過はつぎの通りである。

知事から提出された議案

議案第一號	昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	一月三日	修正可決
同 第二號	昭和二十四年度北海道恩給基金歳入歳出追加豫算	同	同
同 第三號	昭和二十四年度北海道水産物検査費歳入歳出追加豫算	同	同
同 第四號	昭和二十四年度北海道林産物検査費歳入歳出追加豫算	同	同
同 第五號	昭和二十四年度北海道農林費歳入歳出追加更正豫算	同	同
同 第六號	昭和二十四年度北海道模範林費歳入歳出追加更正豫算	同	同
同 第七號	昭和二十四年度北海道公有林費歳入歳出追加更正豫算	同	同
同 第八號	昭和二十四年度北海道女子醫學專門學校費歳入歳出追加豫算	同	同
同 第九號	昭和二十四年度北海道地方競馬費歳入歳出追加更正豫算	同	同
同 第一〇號	第三一四回北海道起債に關する件	同	同
同 第一一號	第三一四回北海道起債に關する件	同	同
同 第一二號	北海道起債決議決變更の件	同	同
同 第一三號	北海道起債に關する議決取消の件	同	同
同 第一四號	一時借入金議決變更の件	同	同
同 第一五號	北海道職員に對し越冬資金貸付の件	同	同
同 第一六號	北海道知事、副知事、出納長及び副出納長の給料額及び旅費額並びにその支給條條の一部を改正する條例設定の件	同	同

議案第一七號 北海道教育委員會の委員の報酬及び費用弁償條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一八號 北海道教育委員會教育長の給料額及び旅費額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例設定の件

議案第一九號 北海道選舉管理委員の報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に關する條例の一部を改正する條例設定の件

議案第二〇號 北海道職員定數條例の一部を改正する條例設定の件

議案第二一號 豫算外義務負擔に關する件

議案第二二號 繼續事業費支出方法の變更の件

同 第二三號 北海道家畜商業取締條例を廢止する條例設定の件

同 第二四號 北海道立拓殖實習場條例設定の件

同 第二五號 災害關係資金轉貸の件

同 第二六號 北海道起債に關する議決取消の件

同 第二七號 上川郡下川村を町とするの件

同 第二八號 昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加豫算

同 第二九號 昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加更正豫算

同 第三〇號 昭和二十四年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正豫算

同 第三一號 昭和二十四年度北海道公有林費歳入歳出追加更正豫算

同 第三二號 北海道立林業指導所條例の一部を改正する條例設定の件

同 第三三號 財産の取得に關する件

同 第三四號 財産の取得に關する件

同 第三五號 財産の取得に關する件

同 第三六號 財産の取得に關する件

同 第三七號 財産の取得に關する件

同 第三八號 財産の取得に關する件

同 第三九號 財産の取得に關する件

同 第四〇號 財産の取得に關する件

同 第四一號 財産の取得に關する件

同 第四二號 財産の取得に關する件

同 第四三號 財産の取得に關する件

同 第四四號 財産の取得に關する件

同 第四五號 財産の取得に關する件

同 第四六號 財産の取得に關する件

同 第四七號 財産の取得に關する件

議事経過

十一月十六日午後一時五十五分開議 民自黨、公正クラブ、無所屬議員

の所屬異動に伴い、議席の變更を諮り異議なくこれを決し、直ちに議長より議席を指定し、會議録署名議員の指名及び諸般の報告をなしたのち、調査繼續中の外地同胞引揚對策特別委員會及びさけ、ます處分に關する調査特別委員會を本會期においても存置することを決定、福田副知事より提出議案の説明があり、議案調査及び各常任委員會の開會のため十七日より三日間休會することに決定して午後二時三十一分散會。

○十一月二十一日午前十一時五十分開議 諸般の報告ののち、議案第十四號及び第二十七號を議題に供し、本案は何れも急施を要するため委員會の審査を省略して原案の通り可決、議案第一號乃至第十三號第十五號乃至第二十六號及び報告第一號を一括議題に供して質疑に入り、太田議員より「昭和二十四年度における財政の見透について」、「昭和二十五年度の財政の見透について」、「ソーダ工場誘置の見透について」、「信用保證協會の運営について」、「鮭の密漁問題について」、「旱害對策に對する道費及び國費豫算の見透について」、「電源開發について」、「教育問題についての質疑があつて休憩、午後二時二十三分開、時間を延長して質疑を續行、窪田議員より「漁田の開発に伴う産業道路の開設と調査船の建造について」、「南千島諸島の返還とマツカサーラインの擴大問題について」、「函館山を道立公園とすることに」、「四學校校舎の増改築について」、「宮坂議員より「旱害對策について」、「凶漁對策について」、「電源開發について」、「知事の交際費について」、「教育問題について」、「鮭の密漁問題について、それぞれ質疑あつて午後四時二十八分散會。

○十一月二十二日午前十一時三十七分開議 諸般の報告ののち、議案審議の狀況に照し本會期を十一月二十八日まで六日間會期を延長することを決定、徳永出納長より職員の不正事件の經過及び今後の措置について報告し陳謝の意を表明、前日に引續いて質疑に入り、西田議員より「旱害對策について」、「凶漁對策について」、「税制改革に伴う地方財政の見透について」、「昭和二十五年度の綜合開發豫算について」、「道道職員の定員についての質疑あつて休憩し午後二時四十分再開、諸般の報告ののち時間を延長し、佐

々木（美）議員より「道職員の不正事件について」、「旱害對策について」、「馬鈴薯の統制解除について」、「國保有交換米について」、「西村議員より昭和二十四年度豫算について質疑があり、定數を欠き休憩、午後四時二十五分開、西村議員より昭和二十五年度豫算の見透につき質疑中、又も定數を欠き午後四時三十分散會。

○十一月二十四日午後一時十五分開議 諸般の報告ののち議長より十一月二十三日の厚真村の火災發生に際し、見舞電報を發送した旨を報告、前日に引續き質疑に入り、西村議員より「昭和二十五年度豫算の見透について」、「トラクターの拂下について」、「鮭の密漁問題について」、「齋藤（藤）議員より「昭和二十五年度の財政の見透について」、「警察制度の問題について」、「綜合開發について」、「電力問題について」、「金融問題について」、「化学工業について」、「工事請負業者の入札方法について質疑があつて時間を延長し、立原議員より「遊興飲食税について」、「中小企業振興について」、「衛生行政について」、「道史の編纂について」、「綱紀肅正について質疑あり以上で通告の質疑が終了し、後藤議員より第一號乃至第十三號第十五號第二十號乃至第二十二號第二十五號第二十六號及び報告第一號はなお慎重審議を要するにつき豫算特別委員會を設置せられたいとの動議を提出、賛成があつてそのことに決し議長より十六名の委員を指名選任の上關係議案を付託、議案第十三號乃至第十九號は總務委員會に、第二十三號は經濟委員會に、第二十四號は開拓及び農地委員會に夫々付託、ついで高橋（源）さけ、ます處分に關する調査特別委員長より、さけ、ます處分に關する調査の經過について報告があつて、日程に議案第二十八號を追加して議題に供し、佐久間副知事より本案について説明があり、本案を豫算特別委員會に併託、各委員會開會のため十一月二十五日より二日間休會することに決定して午後五時五十分散會。

○十一月二十八日午後零時二分開議 諸般の報告ののち、委員會の審査の都合により十一月二十九日まで一日間會期を延長することを決定して午後零時十分散會。

○十一月二十九日午後零時二分開議 日程に議案第二十九號乃至第三十三號を追加して議題に供し、佐久間副知事より本案について説明があり、本案を豫算特別委員會に併託、時間延長の上休憩、午後六時三十分再開、諸般の報告の後、豫算特別委員會は未だ尙審査中であるので會期を更に三十日迄一日間延長することを決定して午後六時四十分散會。

○十一月三十日午後二時五十分開議 議案第一號乃至第十三號第十五號第二十號乃至第二十二號第二十五號第二十六號第二十八號乃至第三十三號及び報告第一號を議題に供し、時田豫算特別委員長より豫算特別委員會における付託議案の審査経過及び結果につき報告があり、本案は委員會報告（別途掲載）のとおり可決。次いで議案第十六號乃至第十九號第二十三號及び第二十四號を一括議題に供し、岡總務委員長代理より付託議案第十六號乃至第十九號、時田經濟委員長より付託議案第二十三號、平田開拓及び農地委員長より付託議案第二十四號につき夫々委員會審査の経過及び結果の報告があり、本案は委員會報告のとおり原案可決。次いで、總務、商工衛生、經濟、水産、土木各委員會より審査報告のあつた諸願を一括議題に供し、委員會決定のとおり可決。次に、北海道選舉管理委員及び同補充員選舉の件を議題に供し、その數は各六名であるが、選舉は投票の煩を避け議長の指名推薦とすること及び補充員の順位は指名の順位とすることと左のとおり指名し當選を決定した。

選舉管理委員正委員吉野恒三郎、喜多幸章、後藤三男八、松浦榮、板谷吉次郎、時田民治、選舉管理委員補充員窪田長松、西村卯、佐藤貢平、熊谷緩雄、稻垣源一、山本信爾

次いで引續き決議案第一號を議題に供し、井川外地同胞引揚対策委員長より委員會の調査状況につき報告を行い、同委員長より決議案第一號につき趣旨辯明あり、これを可決、次に建議案第一號及び第三號を議題に供し、提案者より夫々趣旨辯明があつて、これを可決、次に出納臨時検査立會議員選舉の件を議題に供し、出納臨時検査立會議員十六名は既に互選されているが、その検査には近距離にある議員の立會を求めることが便宜である

ので正副議長及び現監査委員を除く全員をこれに互選し、更に外地同胞引揚対策特別委員會及びさけ、ます處分に關する調査特別委員會はなお調査繼續中にあるから閉會中も調査することを決定、以上案件の全部を議了し午後四時五十分散會。

▲建議案

建議案第一號 總務委員長 齋藤正志君提出

札幌文科專門學院及び札幌北海學院を短期大學に昇格の件
一、札幌文科專門學院及び札幌北海學院を新制短期大學に轉換昇格し本道の實狀に即せる道民の高等教育の充實向上を期せられたい。

（理由）

札幌文科專門學院及び札幌北海學院は本道に於て最も不足せる文科系教育に貢獻してきたが、今次學制改革に伴い昭和二十五年よりこれを短期大學に轉換昇格を目指し當局に對し設立認可につき熱心なる運動を續けつゝあることは道民の高等教育充實上、誠に時機を待たざる措置と云ふべきである。

而して本道は終戦後我國に残された唯一の資源地であり、その豊富な森林、水及び地下資源の開発並びに商工業、貿易の振興は平和的文化國家建設上重大なる意義を有するものであり、この成否は縣つて多數の有爲なる人材の活動に俟たなければならぬのであつて、その養成上必要なる教育の振興は刻下喫緊の要務である。然るに本道は他府縣と自然的にも人為的にもやや趣を異にし、從來の如く府縣に於て養成された者の移入に依存することの多い實情では地域的産業的文化的諸事情等本道の特色に合致する人材の養成上遺憾の點が尠くない。

依つて茲にこれら私學の振興發達を圖り、本道開發上眞に有爲の人材を養成せしめるため、札幌文科專門學院及び札幌北海學院をそれぞれ短期大學に轉換昇格につき速かにこれが設立認可を與えらるるよう要望するものである。

建議案第二號 水産委員長 渡邊照平君提出

水産業關係長期資金融資に關する件

一、本道水産の振興を圖り國民生活に、緊要不可欠なる蛋白質給源確保のため、水産業關係長期資金、十四億圓を本道水産業者に融資するの措置を急速に實施せられたい。

(理由)

終戦後漁區の縮小等により我國水産蛋白質資源は、甚しく喪失し、これが増産の緊要なるは今更謀々を要しないところである。殊に本道水産業の占むる全國的地位は、その漁獲高が示す如く、全國の三分の一にも達し、本道水産業の振否は、國民蛋白質給源の確保如何に至大なる關連を有するところである。

然るに本道水産業は出漁區域の制限と、亂獲に基く資源の減少、特に最近における長期資金の梗塞は生産の擴充を甚だ困難ならしめ、これをこのまゝ放置するにおいては漁氏の生活に重大なる脅威となるばかりでなく國民蛋白質給源確保上にも山々しい事態を生ずることが豫想せられる。従つて漁船建造修理、冷物庫、倉庫、造船工場、共同荷捌場、貯氷庫、協同加工場、トラック、船揚場、無電設備、船入潤等に要する一般沿岸漁業關係資金九億五千萬圓、小手繰轉換資金初年分二億圓、凶漁世帯漁業振興資金二億五千萬圓合計十四億圓の長期資金を本道水産業者に融資するの措置を速かに實施せられんことを要望するものである。

▲決 議 案

決議案第一號 外地同胞引揚對策特別委員長 井川伊平君提出

在外邦人引揚感謝並びにソ連邦及び中共地區殘留邦人歸還促進等に關する請願決議

終戦後海外在留日本人の大半が無事歸國したことは、閣下並びに連合軍各國の絶大なる御同情によるものであつて、衷心感謝に堪えません。

殊に本年はソ連邦地區殘留邦人の引揚に關し凡ゆる御努力と御支援を賜

り、殘留邦人の大部分が引揚けるに至りましたことは、洵に喜びに堪えないところであつて、閣下の御厚情に對し滿腔の敬意を表するものであります。

然しながら本道における留守家族の實態に鑑みると、未だ相當數の生存確實並びに生死不明の未歸還者がソ連邦地區並びに中共地區に殘留していることは明かであり、それらの留守家族は現下の經濟的苦難の下、一家の柱石たる彼等の身上に思を走せ、精神的不安に日夜暗澹たる生活を餘儀なくされていることは洵に見るにしのびないものがあります。

就いては閣下の重なる御同情によりソ連邦地區殘留生存邦人及びソ連邦が捕虜として收容後における死亡邦人の本籍氏名等を速かに留守家族に知らしめるの方途を講ぜられるとともに、ソ連邦及び中共地區の生存者の速かなる歸還を實現せられるよう茲に北海道四百二十萬道民の總意を代表する本議會の決議を以て謹んで請願致します。

北海道議會議長 坂東秀太郎

連合軍最高司令官

ダグラス・マッカーサー元帥閣下宛

右決議する

北海道議會

▲各派交渉會

第五回定例議會における各派交渉會の議に上つた事項は次のとおりである
○十一月十六日

一、今回の所屬黨派異動に伴う議席の變更は議長一任に決した。

一、外地同胞引揚對策及び鮭鱒處分に關する調査の兩特別委員會は今會期においても存続することに決した。

一、道選舉管理委員會委員及び同補充員の選舉の基本的方針については各派において考究することに決した。

一、議會は十七日から議案調査及び委員會のため休會、三十一日再會二十

八日閉會の豫定とし、なお十六名の委員をもつてする豫算特別委員會を設置することに決した。

一、坂東議長から本道開發に關する法案を政府提案とする折衝、土地改良促進に關する東京大會、東北七縣知事議長との合同協議會の經過につき報告を行つた。

一、常任委員の府縣視察調査は本年度三名宛五班を派遣する計畫にて豫算要求（一名三萬圓を限度とし）の旨を局長より報告した。

○十一月二十二日

一、本日の會議において鮭鱒處分に關する調査特別委員會の調査につき委員長の報告を求めることに決した。

一、山田（忠）議員から鑛產稅の市町村移讓につき申入れがあつたが意見の一致を見なかつた。

一、本日の會議は中途退席のため定足數を缺き散會するに至つたが各黨は常に必ず半數以上出席するよう努めることを申しした。

○十一月二十四日

一、道政に直接しない内閣の施政批判のような演説について問題を生じたが黨派的對立激化を誘致するに至る如き言論を避けることに諒解した。

一、鑛產稅の市町村移讓問題について協議されたが決定に至らなかつた。

○十一月二十八日

一、北海道民主協議會より陳情のあつた全面講和に關する決議については各黨において研究することに決した。

一、豫算委員會の審査未了のため會期を二十九日まで一日間延長することに決した。

○十一月二十九日

一、外地引揚對策及び鮭鱒處分調査の兩特別委員會は閉會中も繼續調査することを決した。

一、鮭鱒處分調査特別委員會から中間報告として提出の調査書の審議は今期は保留し調査終了後の問題とすることに決した。

一、臨時出納検査立會議員は正副議長及び監査委員以外の全議員をもつてこれに充ててすることに決した。

一、今會期をなお三十日まで一日間延長することに決した。

○十一月三十日

一、商舞諸島、擇捉島、國後島の日本國領土復歸につき連合軍最高司令官に請願方都府縣議會に要請することを決した。

一、水產業關係長期資金融資について議會代表四名上京に決した。

一、選舉管理委員會委員及び同補充員選舉は自、農、社、民は正補各一名公正は補一名を又殘數は自、農の協議により夫々推薦することに決した。

▲昭和二十四年度道費追加更正豫算に對する知事説明要旨

今次の豫算案は、早害對策及び凶漁對策等の重要施策、その他當面の差措き難い經費並びに國庫補助金の確定に伴う措置等について追加更正を行つたのであり、豫算總額は、九億三千八百十八萬圓で普通會計は、九億二千八百十八萬圓、特別會計は、三千四百二十九萬圓となつてゐるのであつて、その内容はつぎの通りである。

第一、早害對策に關する經費

早害地農家の種子の購入費を助成する經費 二千三百六十二萬圓

酸土改良施設助成の經費 三百三十七萬圓

混層耕、心土耕の實施を助成する經費 六百三十萬圓

心土プラオを購入貸付する爲の經費 七百五十三萬圓

早害防止の爲に實施した揚水の經費を補助する爲の費用 六百六十八萬圓

早害に因る牧草地の種子の購入費を助成する經費 七十一萬圓

早害地帯に種牡牛及び種牡馬を貸付する爲の經費 三百六十五萬圓

農業資金の確保斡旋等に要する金融改善費 六十一萬圓

早害對策の綜合運營の爲の經費 二百五十八萬圓

河川保護修繕事業費

三百六十万円

市町村の行う河川災害防除費を助成する経費

百十万円

第二、凶漁対策に關する経費

金融轉換並びに凶漁實體調査、漁業轉換指導及び凶漁対策の綜合運

營を圖る等の経費 百十万円

凶漁対策として市町村が行う、船揚場補修獎勵事業、海岸道補修事

業、金融轉換及び漁業轉換指導等に要する経費の助成費 千三百万円

漁業生産の躍進を圖る爲の漁業手形の普及費 八十三万円

港灣簡易工事を實施する爲の経費 百万円

第三、電源対策及び商工業企業に關する経費

中小電源開發事業の補助申請増加に伴う追加経費 八百八万円

鑛業振興費 四百二十七万円

中小企業振興費 八十万円

商工振興に要する経費 百十七万円

度量衡指導費 百十八万円

第四、馬鈴薯の対策その他産業關係の経費

馬鈴薯の販路の確保その他生産計畫等の対策に要する経費 百万円

農業關係の所要経費 八十三万円

馬の流行性腦炎豫防費 二千六十二万円

馬の傳染性貧血豫防費 百二十万円

その他畜産關係諸費 百五十万円

漁業取締船の運航に要する経費 四百五十万円

取締船員連絡事務所設置費 二百二十八万円

漁業調査及び生産指導並びに加工製造等に要する費用 三百五十万円

輸出林産物の増産指導に要する経費 八十万円

民有林施業改善施設及び林業指導諸費 二百十八万円

第五、災害復舊事業及び土木費關係の経費

市町村及び土功組合災害復舊事業に要する経費に對する轉貸金

キティ颱風に因る道路橋梁災害應急事業十二ヶ所分 七千五百八十万円

治山事業費 四百二十三万円

稚内市外四ヶ町村の上水道事業費に對する助成費 四百九十五万円

河川保護事業及び管理に要する費用 二百三十五万円

道路橋梁事業に要する費用 三百二十二万円

道路特別除雪に要する費用 百萬元

都市計畫事業費及び東札幌土地區劃整理事業費 千五百萬元

國庫補助金の決定に伴い事業分量の變更による戰災復興費の減少分 三百四十七万円

第六、開拓、農地に關する経費 (減) 千七百四十八万円

開墾補助 六千九百八十一万円

入殖施設費補助 三千八百五十九万円

入殖實施連絡事務費 百六十七万円

未墾地買収事務費 四百三十万円

開拓事業の促進を圖る爲の経費 二百五十万円

開拓入殖者の薪炭生産を指導する経費 百三十万円

農地買収の登記その他の事務促進に要する経費 百七十八万円

農業協同組合の活動強化運動に要する経費 七十一万円

第七、道職員費等に關する経費

國庫補助職員及び純道費負擔職員一一五名の増員に要する経費 四百三十四万円

道職員等に對する越冬資金貸付に要する経費二億九千九百二十二万円 百十萬元

保健所等における赴任旅費 三千八百四十三万円

超過勤務手當 百十一萬元

傭人の被服手當 百十二萬元

公務災害補償費

第八、教育に關する経費

教育職員免許法の施行に伴う新規事務及び共済組合事務の増加に伴い職員十四名の増員に要する経費

四十二萬圓

罹災學校（高等學校）の内部設備の整備充實に要する経費

三百七十萬圓

岩見澤高等學校の災害復舊費

五百萬圓

超過勤務手當の不足額

百五十九萬圓

標茶農業高等學校の土地、建物等の買収費

八百二十六萬圓

大野、靜内兩農業高等學校の建築費に充てゐるため

六百萬圓

定時制高等學校費

百五十萬圓

札幌育學校の敷地買収費

百五十萬圓

教職員共済組合給與金

千六百二十一萬圓

小學校教職員臨時養成所費

七十五萬圓

國民體育大會費

四百十五萬圓

第九、社會及び労働に關する経費

引揚者收容施設の補修費

千萬圓

引揚者越冬用薪炭費

二百四萬圓

被保護者醫療調査等の社會事業費

六十九萬圓

引揚者に對する援護物資の配給並びに愛の運動費

二百三十八萬圓

兒童福祉費

七百七十二萬圓

精神薄弱兒施設費並びに教護院費

百三萬圓

労働者厚生施設費

三百九十九萬圓

職業指導所費

三百四十三萬圓

改正労働法趣旨徹底並びに使用者労働教育懇談會等の労働教育諸費

百八十三萬圓

労働組合指導等の勞政諸費

五十萬圓

第十、保健衛生に關する経費

保健所費

三百五十四萬圓

道立病院費

七百四十六萬圓

診療所費

百七十四萬圓

集團檢診及び接觸者調査等を行う性病豫防諸費

四百三十八萬圓

優生保護の實施に萬全を期するための経費

百六十二萬圓

公衆衛生普及指導費

百四萬圓

食品衛生監視費

百三十二萬圓

臨時種痘の實施に要する痘苗の配給に關する経費

八百二十萬圓

衛生研究所の運営費

百三十一萬圓

札幌青少年結核療養所増床に伴う經營費

百一萬圓

以上の外當面急を要する諸経費

本廳及び支廳々舍等の營繕費

三百十五萬圓

車庫敷地買収等の財産費

千三百十五萬圓

燃料費等の本廳經費

八百九十九萬圓

一時借入金利子

千二百十八萬圓

東京事務所費

百三十萬圓

當せん金附證券發行費

九百萬圓

統計調査費

六百八十四萬圓

徵稅諸費

二百八十三萬圓

涉外勞務費

七百五萬圓

選舉管理委員會並びに政治資金規正諸費

二百七十七萬圓

貯蓄獎勵等の地方振興諸費

千十三萬圓

諸團體調査費

二百三十二萬圓

道職員共済組合給與金

千二十一萬圓

を追加計上したのであつて、以上は普通會計の歳出の主なるものである

次に歳入については、先般増額決定を見た地方配付税、一億六千九百九十

七萬圓、資くじの發行による收入千五百萬圓、港灣簡易工事施行に伴う負

擔金五十萬圓、堤塘使用料、家畜衛生施設手数料、教員檢定手数料その他

三千六百八十八萬圓、職員費國庫負擔金その他國庫支出金一億九千八百六

萬圓、共済組合給與金等の豫算措置に伴う特別會計繰入金百九十八萬圓、

前年度繰越金一億四千二十四萬圓、災害復舊資金轉貸の回收金越冬資金貸

付金の償還金その他を合せ雑収入において三億八千二百十五萬圓、起債詮議の内で伴い道債二千七百六萬圓を減額更正した外、寄附金収入三十四萬圓を見込み歳入總額九億二百八十八萬圓を計上して收支のバランスをとつたのである。

次に特別會計においては、女子醫學專門學校費特別會計において、新制醫科大學への昇格に伴い必要となる運動場等の敷地七百坪の買収費五百三十二萬圓並びに現在校舎の屋根を鐵板葺にするために要する經費七十三萬圓及び職員手當六十六萬圓を追加計上し、その他の特別會計においては、既決豫算の不足經費その他當面の必要差措き難いもの及び超過勤務手當等の職員手當を計上したのである。又豫算案と共に提出した専決處分は、國の委託により實施する特別除雪作業の急速なる着手を必要としたので、この經費三百萬圓をとりあえず豫算追加の措置を執ることとし、十月十九日地方自治法第七十九條第一項の規定に基いて専決處分をしたのである。

以上が今次追加更正豫算についての概要である。

請願

第五回定例道議會において採擇と決した請願は次の通りである。

請願番號	件名	請願者
請願主末第百五號	豐浦港擴張工事施行の件	豐浦町長 正源次作外一名
同 第百六號	町村道を地方費道に編入の件 (但し補修後において昇格を認める)	雄武町長 山崎進
同 第百七號	染退川改修工事施行の件	靜内町長 興田信二
同 第百八號	災害防止對策に關する件	北海道的村議會議長 菅原勇吾
同 第百九號	町村道豐里―宮城線改修の件	德澤警村長 仁木信行
同 第百十號	町村道上野―昭園線の改修の件	同 同
同 第百十一號	町村道清原―豐里線の補修の件	同 同
同 第百十二號	本別―上茶路間産業道路新設の件	本別町長 倉崎克己
同 第百十四號	早害救済工事施行に關する件	厚田村長 酒井寛道外一名

請願主末第百十五號	朱瀨内溫根別間道路新設の件	幌加内村長 青木哲雄
同 第百十七號	遠別町字東野―中川村字共和間道路改修の件	遠別町長 齋藤吉平
同 第百十八號	石狩川護岸工事施行の件	浦臼村長 友成又六
同 第百十九號	於札内川切替改修工事施行の件	同 同
同 第百二十號	浦臼川改修工事施行の件	同 同
同 第百二十一號	茂生港船入調修築工事促進の件	濱益村長 星野菊太郎
同 第百二十三號	入志別川改修切替工事及び石狩川護岸築堤工事施行の件	一己村長 柏木愛雄外一名
同 第百二十五號	貯水池築設工事施行の件	初山別村長 前田廣紀
同 第百二十六號	堰堤補強工事施行の件	同 同
同 第百三十號	自動車道路開さくの件	上川村長 伊集院兼清外二名
同 第百三十一號	開拓道路改修工事施行の件	手稻村長 義輪早三郎
同 第百三十三號	樽川道路改修工事施行の件	同 同
同 第百三十五號	苦小牧漁港修築に關する件	苦小牧市長 田中正太郎
同 第百三十六號	苦小牧支笏湖間産業道路工事促進の件	同 同
同 第百三十七號	開拓道路新設の件	同 同
同 第百三十八號	準地方費道峰延月形線延長の件	月形村長 狩野盛秀
同 第百三十九號	札比内川河川改修工事施行の件	同 同
同 第百四十號	札比内土功組合貯水池の治山工事施行の件	同 同
同 第百四十一號	炭鑛澤貯水池の新設工事施行の件	同 同
同 第百四十二號	準地方費道峰延―月形線補修改良工事の件	同 同
同 第百四十三號	觀光産業道路の緊急工事施行の件	千歲町長 山崎友吉外一名
同 第百四十四號	千歲川水系(長都馬追―緊急開發中澤幌向)促進の件	同 同
同 第百四十五號	途別川を地方費河川に編入及び改修工事施行の件	大正村長 池田逸平
同 第百四十六號	道路及び橋梁改修工事施行の件	豐平町長 大久保清太郎
同 第百四十七號	防災工事施行の件	同 同
同 第百四十八號	マッキベツ河口防災工事施行の件	豐浦町長 正源次作外一名
同 第百四十九號	町村道大岸川上間道路補修工事施行の件	同 同
同 第百五十號	開拓道路新設の件	壯瞥村長 湯淺健治
同 第百五十二號	有珠船入調改修工事施行の件	伊達町長 岡藩外一名

同 第百五十四號	村道を準地方費道に昇格の件(但し 改修工事完了後昇格を適當とする)	北村長 小木曾孝義外一名	同 第百八十七號	土地改良事業に對し道費補助交付 の件	北海道土地改良事業促進 期成會々長 舩田 岩雄
同 第百五十五號	補助交付の件	同	同 第百八十九號	準地方費道瀬戸牛一瀬上線の一部 路線改良工事の件	西興部村長 酒井政四郎
同 第百五十六號	篠津原野運河改修工事施行の件	新篠津村長 野村 忠三郎	同 第百九十二號	留邊蘆一阿寒湖畔間準地方費道路 變更及び一部新設の件	同
同 第百五十七號	町村道を準地方費道に編入の件	豊頃村長 佐藤義助外一名	同 第百九十五號	上遠別一築別原野間道路開さく工 事促進の件	陸別村長 兒玉 榮三
同 第百五十八號	町村道を地方費道に昇格の件	當別町長 近藤 辰雄	同 第百九十六號	町村道を準地方費道に昇格の件	羽幌町長 渡邊 賢次郎
同 第百五十九號	當別町村木澤厚田町間道路改修の件	同	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	上砂川町長 岡田 六三四
同 第百六十號	道路改良工事施行の件	同	同 第百九十九號	地方費道路改修の件	室蘭市本輪 西町有志代表者 萩原伊平外七名
同 第百六十一號	橋梁の架替及び加橋工事施行の件	同	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	訓子府村長 谷 本 泰三郎
同 第百六十二號	帶廣市賣買川改修工事施行の件	帶廣市長 佐藤 龜太郎	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	東瀬棚村長 永 山 外三名
同 第百六十三號	美唄川改修工事施行の件	美唄町長 櫻井省吾	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百六十七號	光珠内原野第一幹線排水浚渫工 事施行の件	同	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	江丹別村長 久保 政一
同 第百六十八號	美唄炭山線道路改良工事施行の件	同	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百六十九號	豊頃村字茂岩市街下流より大津港 にまでの治水工事施行の件	豊頃村長 佐藤義助外一名	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百七十號	橋梁架替工事施行の件	同	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百七十一號	道路新設及び改良補修工事施行の 件	厚真村長 池田宗正外一名	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百七十二號	橋梁架設及び改修工事施行の件	豊平町長 大久保 清太郎	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百七十三號	準地方費道登別一登別温泉間七曲 路線改修工事施行の件	幌別村長 大石橋 興作	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百七十四號	白老一徳舜營道路改良工事繼續施 行の件	白老村長 淺利義市外一名	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百七十六號	硫黄山道路工事繼續施行の件	同	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百七十七號	鐵山道路改修工事に對し補助交付 の件	同	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百七十八號	奥高見開拓道路開さく工事の施行 の件	靜内町長 貝田 信一	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百八十號	木古内町上水道配水池擴張工費 に對し補助交付の件	木古内町長 栗田學外一名	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百八十一號	市町村道を準地方費道に昇格認定 の件	函館市長 宗藤 大陸	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百八十三號	準地方費道上磯一湯川線の一部切 替工事施行の件	龜田村長 佐々木 喜松	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百八十四號	上磯港簡易工事延長の件	上磯町長 落合 平三郎	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百八十五號	久根別流溝堀さく工事促進の件	同	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄
同 第百八十六號	地方費道庶野一黒間道路改良工 事施行の件	幌泉村長 小西 喜代人	同 第百九十九號	町村道を準地方費道に編入方促 進の件	室蘭市長 熊谷 綾雄

特別委員會

▲豫算審査特別委員會

○十一月二十五日午後一時五十分參與員室において開議 委員長に時田委員、副委員長に森川委員を互選、ついで付託議案を議題として議事に入り左の質疑應答をなした。旭委員より道議會議決事項に對する執行について及東京事務所乗用車購入に關し並びに水産物増殖及び凶漁對策について、本多(吉)委員より農村電化と中小電源開發について、宮坂委員より中小電源開發補助と議決事項に對する執行について、西田委員より中小電源開發補助及び凶漁早害對策、道稅徵收狀況について夫々質疑を行い、總務部長、經濟部長、庶務課長、工務課長、漁政課長、水產課長より夫々所管事項につき答辯をなし午後四時三十五分一旦休憩四時五十分再開渡邊委員より道稅方針について質疑、總務部長、稅務課長より夫々答辯あつて午後五時散會。

○十一月二十六日午前十一時議場において開議 齋藤(藤)委員より理容學校について、宮坂委員よりジフテリアの豫防、建築請負に對する前渡金制について、安達委員より道行斫伐、立木代金の延期について、西村委員より教員二六名の辭職勸告、國民健康保健組合連合會補助について、坂東(浩)委員より遺家族の援護、煖房石炭の値引について夫々質疑を行い、環境衛生課長、豫防課長、醫務課長、道行林課長、民生部長、鑛政課長、總務部長より夫々答辯ありたるのち委員長より會議の進行上以後全員懇談會とすることを諮りそのことに決し午後二時五十二分休憩、休憩中各派の修正意見を夫々持出し、懇談を行つたが修正案を一部保留するものもあり一致點に至らなかつたため午後六時三十五分正式再開、二十八日に持越しこととして午後六時四十分散會。

○十一月二十八日午後二時五十分參與員室において開議 時田委員長より

請願總務 第四十七號 教員の定員増加並びに住宅建設促進に關する件(定員増加については中央に要請すること、條件として採擇する)

請願衛生 第五號 北海道立診療所設置に關する件

請願經濟 第十八號 耕土改良事業に關する件

同 第二十四號 耕土改良事業に對する昭和二十五年道費補助の件

請願衛生 第六號 道立苦小牧保健所廳舎新築の件

同 第八號 道立診療所設置の件

請願水產 第十號 室蘭市に水產試驗場室蘭支場を設置の件

第五回定例道議會において採擇と決した請願は次の通りである。

請願番號

件

名

請願者

請願土木 第二二八號 灌漑用水池築設工事施行の件

理由(二十五年度實施は不可能)

沼田町長 青陽 松太郎

同 第二三二號 手稻村輕川市街地内道路側溝改修工事施行の件

理由(現地の現業所と折衝し適當の措置を講ずべきである)

手稻村長 喜倫 早三郎

同 第二五一號 町(併)行線であるから昇格(め難い)

町(併)行線を地方費道に昇格の件

伊達町長 岡 藩

同 第二五三號 有珠登山道路開きく工事施行の件

理由(財政的見地より見て時期尙早)

同 同

同 第二六〇號 町(併)行線を地方費道に昇格の件

理由(現狀のまゝで支障ないものと認められる)

當別町長 近藤 辰雄

請願總務 第四二號 昭和二十四年度道民稅額當額減額に關する件

理由(道稅收入確保の見地より配當額は減額できない)

余市郡赤井川村長 濱田 正明

請願水產 第九號 鮭鱒親魚捕獲事業を民間團體に移託經營の件

理由(從來通り孵化場に於て經營することを適當と認める)

幕別町鮭鱒孵化事業協力會 長幕別町長 中島 國男

同 第十二號 鮭鱒繁殖保護規則撤廢の件

理由(運営面(指定數)で考慮する)

宗谷管内漁業協同組合並に 宗谷管内漁業者代表 岩田 直藏

一昨日の保留の各派修正意見の發表を求めたが、西田委員より林業指導所、關係追加豫算が提出になる模様で、總務委員會で説明中であるから休憩を要望午後三時十分休憩、午後四時二十四分再開したるも、追加議案の提出は明二十九日となつたので、正式提案後、本委員會に付託を受けてから一括審査することゝして、午後四時三十五分散會。

○十一月二十九日午後二時十九分參與委員會室において開議 本日追加提案の上付託された議案第二十九號乃至第三十三號を議題として立原、齋藤（藤）、西田、旭各委員より林業指導所費を廻り小瀧林務部長、野口總務部長との間に活潑なる質疑應答が行われ、午後三時四十五分一旦休憩、引き続き休憩のまゝ、各派修正意見を廻り懇談協議を遂げ夕食抜きに猛勉強の結果午後十時に至り漸く各派の修正意見に一致點を見出し、午後十時二分再開左記委員長報告の通り議案第一號については希望條件を付し修正可決、その他の各案は原案可決とし午後十時六分散會。

豫算審査特別委員長報告要旨

………前略………

今委員會の過程におきまして先づ第一に論議せられましたのは、中小電源開發費補助金の増額についてであります。

即ち本補助は本年度當初豫算以來再三指摘せられたものでありますが、今日も又理事者は財源難を理由に五割補助所要額を下廻る六百八十八萬五百圓より提案しなかつたため議會の意思を尊重すべしとの意見が強調され、茲に現在迄補助対象として決定したものに對し五割補助を行うに必要なる不足額六百八十八萬六千八百圓を増額修正し、當初豫算審議當時以來の意思が一貫されることゝなつたのであります。

第二に、現下道政の緊要課題として提案せられた旱害對策については、その國費豫算との關聯竝に國費豫算獲得に對する道當局の手續遅延が鋭く論難せられるとともに、被害農家の救済竝に明年度再生産上遺憾なき措置の必要が力説せられたのであります。

第三に、凶漁對策については、相當突込んだ論議の結果その対象となる

市町村の選定に當つては、道當局が計畫せる基準を變更し昭和十七年以降昭和二十一年迄五ヶ年中最も豐漁の年及び最も不漁の年の二ヶ年を除く三ヶ年の平均漁獲高を基準とし、昭和二十二年、二十三年の漁獲高が五割以下であり且つ本年九月迄のそれが三割以下という連續凶漁の市町村を対象とすべきであり、これら該當市町村が道南方面十八市町村以外にもありそのため計上豫算に不足をきたす場合は豫備費の充用又は追加豫算の提出を行う等急速なる對策の實施に萬全を期せられんことの希望條件を付したのであります。

第四に、國民健康保險組合連合會に對する補助については、國保再健の指導は道當局が行うべきか、國保連合會に行わしむべきかの熱心な論議が行われ、その結果國保聯合會に對する補助金百萬圓は、これを全額削減することに修正し、今や休止或は甚だ窮迫している市町村團體を再健するため補助金の交付その他適當な措置を速かに講ぜられんことを希望條件として附したのであります。

第五に、交際費豫算の附記についてありますが、之を道當局提案の道及び知事交際費の二本に分つことは經理手續としての疑義の餘地もありますので從來通り一本として備考欄の附記を抹消することと致しました。

第六に、以上歳出の修正に基づく財源五百八十八萬六千八百圓は尙増収の見込みのある地方配付税において増額修正することと致しました。更に又二十九日林業指導所買収に關する諸議案が付託せられますや、議會審議の終局間近に提案せられた事情等に關連し、理事者の信念の欠如と議會に責任轉嫁をなすが如き態度に對し鋭い批判が加えられるとともに、これの議決執行について計畫の杜撰と、豫算經理の不適當なる點を強く指摘せられ、豫算の執行については議會の意思を尊重すべきである旨を強調せられたのであります。

以上の経過よりして議案第一號については後述の希望條件を附して夫々修正可決、第二號乃至第十三號、第十五號、第二十號乃至第二十二號、第二十五號、第二十六號、第二十八號乃至第三十三號については原案可決、

報告第一號については原案通り承認いたした次第であります。
………後略………

希望 條件

- 一、凶漁対策費についてはその執行に當り、昭和十七年以降昭和二十一年迄五ヶ年中最豊漁及び最不漁の二ヶ年を除く三ヶ年の平均の漁獲高を基準として、昭和二十二年及び昭和二十三年の漁獲高が五割以下であり且つ昭和二十四年九月迄の漁獲高が三割以下の市町村を對象とすることとし、計上豫算に不足する場合は豫備費の充用又は追加豫算の提出を行う等、急速なる対策の實施に萬全を期せられたい。
- 二、市町村國民健康保險團體を再建するため適當なる措置を速かに講ぜられたい。

▲さけ、ます處分に關する調査特別委員會

○十一月十五日午後一時三十分議長室で開議 西村委員及び田中委員から大阪市、小松市、新潟市及び酒田市に於て調査した北水商事返濟財源の實態について説明、同じく渡邊委員よりは森町、井川委員より札幌市及び松平委員より青森市關係について夫々説明を行つた。次いで田中委員から東京事務所長から得た知事贈答用の關係について報告、これにより委員會は出納局長に參考資料の提出を求める一方秘書課より樋口、高橋兩事務官を參考人として再出願を求め調査の結果知事私用分とは別に鮭二三〇貫、十八萬八千六百圓のものが購入されたことが明らかにされたので、更に東京事務所について調査することとし、これを別にして調査も一應完了に近づいたので報告文起草することとし、これを委員長に一任次回に協議することを申合せて午後五時十分散會。

○十一月二十一日午後四時二十五分議長室に於て開議 直ちに報告文案の審議に入り先づ文案を朗讀、終つて東京事務所と電話連絡した事情につき説明回答は不明瞭不誠意なものであつたことを報告、次いで本會議に對する報告は現在調査未了の事項については更に調査繼續を條件とした中間報

告としてなすべきであることに意見の一致を見、文案の修正を行い東京事務所及び知事關係については更に委員會を開き調査することを申合せ午後八時十分散會。尙委員長は十一月二十四日本會議において次の通り報告を行つたのである。

委員長報告

私は鮭鱒處分に關する調査特別委員長といたしまして、茲に委員會におきます調査の經過について御報告申上たいと存じます。御承知の通り本委員會は去る八月二十二日に設置せられ同日正副委員長の互選を終え八月二十四日から調査を開始いたしましたのでありますが、この間委員各位には本調査の成果、如何が、直ちに多端なる道財政に及ぼす影響の重大であることを深く認識せられ終始御熱心に且つ慎重、嚴正に調査を進められて参つたのでありまして、その御精勵に對しましては、衷心より敬意を表する次第であります。

本委員會は昨年秋北海道水産孵化場が、道費鹽藏鮭拂下計畫に基づいて、鮭親魚の一部を北水商事株式會社に拂下いたしました代金の内、九百七十八萬千七百餘圓が未收人となつてゐることにつきまして、その事情を調査究明し、速かに適當の措置を執る必要から設置せられたもので、従ひまして本委員會といたしましては、先づこの調査方針を次の二點においたのであります。即ち、このような龐大な未收人金はどのようにしてできたものであるか、この未收人金は果して回收可能のものであるか、どうかというところであります。

この爲には單に道當局に保存する書類及び理事者側に對する通常の質疑だけでは調査の完璧を期し得ないものと認めまして、先づ、道當局に鮭鱒拂下の経緯、就中、入札、賣却、引渡の關係及び賣却代金納入督促關係についての資料の提出を求め、必要によつては地方自治法第百條の規定によつて關係記録の提出及び關係人の喚問を行い、更に必要であれば北海道議會常任委員會及び特別委員會條例第十九條の規定により委員を派遣し調査することに致しました外、派生的問題についても徹底的に究明することに

致した次第であります。

しかして、順序と致しまして先づ目頭に道當局から提出のありました資料によつて得ました處の北海道水産孵化場が北水商事株式會社に拂下を致しました経緯及び代金未拂の経過概要について申述べることに致します。

元來、水産孵化場においては鮭鱒孵化事業を國費をもつて施行し、その他の鮭、鱒、鰒、公魚等、淡水増殖事業は道費を以つて施行しているのではありませんが、道費關係の事業はいづれも収入が殆どない實情に鑑みまして孵化場としては全く初めての試みである鹽藏鮭の拂下、即ち國費で揚げる鮭親魚の一部約十萬尾を道費を以つて鹽藏加工し、これを拂下、その収益を以つて道費事業の財源を捻出しようとしたのであります。

一方これが處分についても當時鹽藏鮭は統制の枠から除かれてをり殆んどが道外に流れる傾向があつたので道當局と致しましては、これを少しでも安く道内の需要に向けようとした。地元並びに炭坑向けの分はこれを直賣し、都市向けのものは公認荷受機關を指定し、これに條件附の競争入札を行わせ、これによつて配給しようとしたのであります。この事につきましては、只今も申上りました通り、當時鹽藏鮭は既に統制外のものではあり、その取扱ひについては誰でもよかつたものではあります。數量と受渡する箇所が地域的にいつても廣汎であり、従つて仕事に馴れ、地區、地區に施設を持つ荷受機關が第一義に考えられたのであります。

このような事情の下に十月五日、水産孵化場會議室において「拂下鹽藏鮭の荷受機關より小賣業者に對する販賣價格は一貫匁につき五百三十圓とする」という條件付きの競争入札が行われたのであります。その結果は、當局の豫定價格四百三十二圓、これは産地渡し一貫匁當りの價格であります。これをはるかにオーバーした。

北水商事株式會社

五百二十二圓

北海道水産業會

四百七十三圓七十八錢

金ノ高橋水産株式會社

四百五十三圓五十錢

北海道水産製造株式會社

四百三十六圓

となつていたのであります。唯、北海道水産物卸商業組合は白紙入札を行つていました。

従いまして最高入札者である北水商事株式會社に落札致したのであります。が、水産孵化場としましては、價格の點に相當の疑問があつてこれを別室に呼び、採算について質しました處、北水商事としましては自社に小賣機關を持つていたので卸をせず直接末端に配給できるので支障がないことであつたのであります。しかしそれでも一應念のため小賣業者に販賣する價格は五百三十圓を超えないという念書を徴して、十月六日次の事項を内容とした契約を締結したのであります。即ち引渡し豫定數量は三萬二千尾、この日方一萬六千八百貫、代金納入は孵化場長の指示により現品引渡完了に至るまでの間に完納する、保證金として契約總金額の百分の十にあたる現金八十七萬六千九百六十圓を納入する現品の引渡を受けたときは二十四時間以内に搬出すること及び配給については道廳水産部の配給計畫並びに指示によるといふのであります。而して、この契約に基づいて水産孵化場が北水商事株式會社に實際に拂下た數量及び金額は、最初の豫定數量をはるかに上廻る鹽藏鮭三萬七千七百十八尾、日方にして二萬一千二百七十三貫、この價格千四百四十七圓二十五圓二十四錢、筋子五百貫、この價格七十四萬五千八百圓、計千八百八十五萬五百二十五圓二十四錢となつていたのであります。が、北水商事株式會社はこれを指定した配給地は勿論、新潟、神戸等の道外にも移出し七百三十五萬圓の賣上代金を受取つてゐるに拘らずこの代金を道の會計に繰入れず他の方面に流用し昭和二十三年度出納閉鎖期において九百七十八萬一千七百九十六圓七十四錢の未収入金を生じていたのであります。

勿論孵化場と致しましては、この間北水商事の關係責任者を招致し或は直接係官を派する等再三嚴重なる督促をなしてゐるのであります。が全く納入がなく本年一月二十七日交渉の上、代表取締役村口定規名義で念書を入れさせ納入の確約を受けたのであります。その後更に三十余回の督促にも拘らず納入がなく、出納閉鎖期も切迫したので五月七日孵化場長は遂に

この事情を知事に報告しその指示を乞うたのであります。これに對しまして北水商事は五月十二日に至り、四月八日長期静養のため辭任しました村口取締役の後任代表取締役中川秀雄名儀で返済財源を提示しまして五月三十一日迄には相違なく納入するとの誓書を出して参つたのであります。五月三十日に至りますも全く納入なく回收不能が明らかになつたので水産孵化場は遂に次の處置を講ずるに至つたのであります。即ち、北水商事株式會社所屬の各營業所及び出張所にある商品賣掛代金その他の債權の取立てに關する一切の件を受任、會社手持在庫品の賣却轉讓及び未收入金完納に至るまでの間の會計管理の實施がこれでありました。なお五月三十一日以後に於ては七月五日二十萬千五百七十五圓五十錢の入金がありました。以上が經過の大要であります。これにより委員會と致しましては先ず八月二十四日直接の關係者である阿部水産部長、木村孵化場長及び同孵化場小林庶務課長の出席を求めまして、この事實を更に確認すると共にこの過程におきまして次の諸點に疑惑がもたれたのであります。即ち、北水商事の入札した價格五百二十二圓は、入札の條件として示した價格から考えると、き餘りにも採算を無視したものであり、従つて計畫的なものが包藏されていたのではなかつたか、直接の責任者である水産孵化場及び監督機關である道水産部の指圖、契約の内容並びに未拂代金に對する回收方法は極めて粗漏緩慢であり、派生的な問題ではあるが配給計畫に基く特需用の中に秘書課が知事の贈答用として買受けた四百六十尾の代金を二十三年度出納閉鎖後の七月三日に支拂つてゐる事實により、或は北水商事と馴合であつたのではないかということでありました。こゝにおきまして委員會としましては更に必要な資料の提出を求めると共に九月二十六日には北水商事の關係記録の提出を求め徹底的に調査いたしましたのであります。が、帳簿は全く粗末なものであり最近大急ぎで取纏めたと見られる形跡さへあつたのであります。しかも北水商事は營業不振を理由に本年四月より所屬營業所及び出張所に獨立採算制を實施してをりこの理由によつてその真相を掴み得なかつたのであります。そこで九月二十九日よりは最少限度の直接の關係者として

阿部水産部長、木村水産孵化場長、同場小林庶務課長、岩瀬元水産調整課長、北水商事株式會社村口常任取締役、同大盛監査役、同中川代表取締役、同渡邊經理課長、その他特需用知事關係の参考人として秘書課高橋事務官、同樋口事務官、同元田畑秘書課長（現在の槍山支廳長）當時監査委員として關係した現北林道議會議員及び當時取引關係のあつた近野現札幌水産物商業協同組合長の出頭を求め、それれ具體的事情についての證言を得たのであります。これにつきましてその重要な證言及び委員會における意見を申し上げますと、先ず北水商事の入札價格即ち契約價格の五百二十二圓の妥當性について孵化場小林庶務課長は入札當時の事情を次の通り證言したのであります。即ち、入札の價格は私の方の豫定よりもはるかに高く明らかに欠損になると考えられたので一應棄權するよう誘めたのであります。が、北水商事としましては自社に小賣店を持つてゐることもあり直接末端配給價格で處理することができるので充分に採算が採れるといふところから念書を徴し契約を締結したといふのであります。このことについて北林監査委員は結論ははつきりと損になる卸價格、末端價格に對するこの價格は適正でなかつたといつており、元岩瀬調整課長もこの價格は適正であるとは思はない、阿部水産部長も入札當時私は上京不在であつたが歸郷してこの價格に疑問があつたので直ちに中止方連絡したが既に契約済であつたといつてをるのであります。これに對しまして北水商事村口常任取締役の證言は當社の人社價格が不當視されているようであるが、當時の社の心境としては海産物は逐次統制が撤廢され自由取引に移行しつゝあつたので創設尙目の淺い社が、今後に備える方法として小賣店に不動の得意を確保することの必要を認めたので、その一工作としてこの拂下鯉の一部を手數料なしで提供し小賣店と直結することができると考え條件の五百三十圓は承知の上で入札したものである。しかし開票の結果二番札との差が余りにも大きかつたので意外だとは思つた。しかしその余のものについて當時の算定基準から行けば八百四、五十圓はでると考えたので直賣を前提とすれば充分に採算がとれ絶対に損するとは思はなかつたといふのであ

ります。又近野札幌水産物商業協同組合長のこれに対する證言は、北水商事のこの價格は落札の爲の便法ではなかつたかと考えられる、その理由として私の組合は破談になつたので取引はしなかつたが最初話を持つてきたときは條件に五百三十圓と謳はれてゐる關係から二割方の協力金貰ひたいと言ひ次の交渉のときにも欠損が行くので三十圓の協力金を出してほしいと言つており現品も十二貫匁入りのものが實際には十貫二百匁しかないものをこれを切付け價格で取つてほしいと言つたのである、又落札の直後私の方でその價格では採算がとれないのではないかと言つたのに對し、社としては七百五十圓最高價格で賣るのだからと言つてをり、これから考へても小賣業者の卸價格五百三十圓は念頭に置いてなかつたものと考えられる。従つて交渉に際しても私達小賣業者の納得行かない價格を示したものと考へられると言ふのであります。次にこの賣捌の實情について阿部水産部長は北水商事は初めから札幌市南三條西六丁目小賣店舖を持つていただけで配給にあたつては、その地の出先營業所又は出張所が他の小賣店を利用して配給しようと思つていたもの、配給の實狀も札幌市は市役所道廳等が中に入つて出張所毎に二乃至三の配給所を設けて直賣したがその他は直賣とはいつてゐるが他の小賣店を利用して希望配給をしたもので、結果としてはこれ等の店に卸賣をしたことになつてゐる、これについて結果論にはなるが北水商事としては指示通りにすれば入札價格では無理であり當時これらの品は既に自由販賣品であつたので契約に反することにはなるが指示を破つて他に操作することになれば損をすることにならないと考へたものと思はれる。事實帳簿上に貫あたり六百圓乃至七百五十圓という額が上つてゐるところから見ても損はなかつたものと見る事ができると證言してゐるのであります。又近野札幌水産物商業協同組合長のこれに對する證言は、札幌市における直賣にあつて北水商事は貫七百五十圓のものを半身に切りこの日方二百八十匁台のものを三百圓に賣つたと言ふ事例もあつたというのであります。北水商事村口常任取締役の證言は、さきにも申上しました通り社としては充分採算がとれるものと考え十

月下旬からの現品入荷と同時に道及び市の配給計畫によつて手配を整へていたのでありますが、拂下及び販賣の方法等について一部からの猛烈な反對に會ひ、道議會においてもこれが問題となつたので新聞紙上にも種々報導されこのため各出先に於ても派生的な問題が生じ一般の信用も頗る落ち融資を受けていた關係方面の警戒も嚴重になるなど全くの苦境に立つたのである。このような中で入荷されたものは一應處分はしたが、十二月中旬までもかかつた次第で日減も意外に多く相當の損失を蒙つたというのであります。更に未納金を生じた原因について村口常任取締役は只今も申上しましたように道議會で拂下及び販賣要領のことが問題になりますや、銀行は警戒して貸出を中止するばかりか寧ろ取り立てをするといつた状況で、その上各地の得意先も取引を中止して執拗な取立に貌變したので止むなく売上金の一部をこの方面に一時流用したこと、一面資金の一部轉換によつて多少なりとも發生の損失を回復しようとしたのが、二月の經濟九原則の影響を受けて掛金の早急回收が全く困難となり究極に於てこのような未納金を生じたといつてゐるのであります。これに關連し木村孵化場長はこの事業は孵化場と致しましては全く初めてのことであり、當時の状況においては本來の孵化事業だけでも手一ぱいの實情であつた。ことに拂下ける場所は、全道十四箇所にも分れており、しかもこの現場には何の設備もなくはじめ水産部から話のあつたときも一應斷つたのであります。豫算その他の關係でどうしてもやらなければならぬ事情に迫られたので引受けたやうなわけで、その後も馴れないことと拂下場所との距離的な關係から現品引渡と報告取り纏めの上になれが生じ契約の上から行けば十二月末には調定できなければならなかつたものが本年の三月までもかゝつたやうな實情でこの點洵に遺憾があつたと考えます。契約書の中に二十四時間内に引取ると決めた理由も現地には設備がなく鮮度の關係を考慮したからであると、證言されたのであります。又契約の締結について木村孵化場長は從來親魚拂下契約は保證金を取る外、代金を數回に分けて前納させていたものであります。この契約にあつては會計法の改正があつて幾多の疑問も

あり水産部と連絡の上會計課とも打ち合せ水産物は不確定財源であるので現物があるという形でやるべきではないとの意見に従い調製したもので、問題になった後更に打合せました處矢張り途中でも納入さすようにすべきであつたとのことでありました。なお指名競争にあたつて道廳水産部の指示を受け五社を選定致しましたがこの時も道廳の指示を信頼しすぎ、當時この事業方針の決定が遷延してをりその暇がなかつたとは申せ、この信用調査を行はなかつたことにも手落があつたと證言したのであります。次に會社の對社會的地位について北水商事村口常任取締役は、北水商事は昭和二十二年獨占禁止法の施行及び統制撤廢等によつて事業困難となつた北海道水産業會の削減職員相集つて古屋正氣を社長として現在の中川、大盛それに私も入つて北海道水産業會の第二機關として獨立したものであり多くの融資もあつて圓滑に運営して來たものである。而し昨年の道議會でこのことが問題になつてからは信用が落ちるようになつたと證言し北林監査委員は北水商事はその出發點においてすでに拙かつたと考える、理由は人を非難するのは悪いが現在の幹部は當時の北海道水産業會の不良幹部であり、第二機關として發足後もとかく好しからざる行爲があつて二十三年の八月に北海道水産業會の理事會の決議で取引の中止を通達したのであると證言したのであります。又取立の問題について北林監査委員は、昨年の十二月二、三日の頃だつたと記憶するが孵化場の監査を行つた際、この入札について不安を感じたので場長及び小林庶務課長に北水商事は不良會社であるから品物を渡してしまえば金が入らないから、金が入らなければ絶對品物を渡しては駄目だ、と前後二回に涉つて注意したのにも拘らずこの様な結果を招來したと證言したのであります。次にこれに關連して特需の問題があるのであります、抑々この特需なるものは岩瀬元水産課長の證言を藉りて説明申し上げますならば、最初鹽藏及び配給計畫を發表するとき、孵化場の漁獲を考慮し又例年のこともあるので突發的な需めに應じられるよう安全瓣として六千尾の枠をとり、これに農林省などの取扱いの例にならつて特需としたものであつて根本的には拂下とは別箇に考えるべきであ

つたと考えられるのでありますが、阿部水産部長は特需の問題は契約の後に出た問題でこの處分については水産部から指示することになつていたが、實際には書面で指示したものはなく連絡で指示したものが知事贈答用を含めた三〇、三千二十八尾であつた。なおこの價格については北水商事と話し合ひ運賃諸掛は取るが利益はとらないように話合つてあつた、その餘のものについては北水商事が道内での消化困難な事情から内地に送つて処分したと證言しこの價格の點については北水商事村口常任取締役は、價格については別に指示はなかつたが原則として知事及び農林省高橋技官の分については利益をとつていない現地渡で、運賃その他の諸掛だけは改めて貰つたと證言したのであります。従いまして委員會といたしましては、入札の當初相當の目減りを豫想して入札した玄人筋である北水商事が最初の豫定から考えるときそれが全體の一二%強にも相當するものの利益をとらないように又取らない、と話合つてゐることに北水商事としては損を見込めた上に更に損を強要せられたのではないか、或は當局が指示してこのことを實施させたのであれば重大であると考え慎重に調査をいたしたのであります。但し配給の指示をしたものはさき程申上りました通り知事の分を含め三口、三千二十八尾であり、これも全部入金済となつておりその餘りのものは道内での消化困難な事情から内地に移出したと認められたのであります。次に派生的な問題として取上られました特需用の中秘書課が知事贈答用として買受ました件について申上げます。さき程も申上げました通りこの問題は秘書課が知事贈答用として買受け昨年十二月中旬現物を受取つてから半年後の本年七月三日にこの代金が支拂われている點から、知事は最初から代金を支拂う意思もなく北水商事も又最初から金を受取る考えがなかつたのではないかという點に疑問が持たれたのであります。これについては田畑元秘書課長から昨年十二月知事の個人的な關係に於て北水商事と交渉の上道廳から特需一千尾の枠を貰ひその内八百五十本程度を東京に送つて貰ひ残り百四十六本は札幌で受取つたのであるが東京に送つたものはクレームがついたので三百十四本を受領し結局實際には四百六十本を受

領したのである。私としてはそれが全く知事のプライベートとして使用されたものであり、従つて知事個人の支拂ということになり支拂については何も考へてはいなかつた。請求書についても判然としないが五月に入つて北水商事から八百五十本程度の請求書を受けたのであつたが尾數に相違があつたので北水商事と掛合ひ六月頃數の一致を見たのでそれから支拂をしたので遅れたのである。單價は五百二十二圓と記憶するが勿論この代金は知事のポケットマネーから支拂われたものである。との證言があり同じく秘書課高橋、樋口兩事務官からも送つたのは何本であつたか知らないが東京で三百十四本、札幌で百十六本受取つたことに間違ひない。金のことに ついては元田畑課長が北水商事と交渉したので内容は判らないが數字の上に喰ひ違があつたことについてであつたと思う。支拂については決濟されたことは聞いておるが交際費からではないと思う。秘書課としては知事から頼まれたのでほかの豫算で行はれているものと考えていたと證言されたのであります。又この請求が遅れたという理由について北水商事付口常任取締は代行させられたのは今年始めてあつたし、この問題については孵化場と直接やつていたので立替金位いの輕い考へていたことと、全面的な整理がつかない儘に遅くなつたのである。と證言し、同じく大盛監査役からも社としては未拂金もあるので後に精算することになるものと思つていたのであるが、孵化場からあればどのようになつてゐるのか、請求してはどうかといわれて出したものであると證言されたのであります。これに關連し木村孵化場長は從來知事用として取扱はれてゐた事情について從來の長官は三百尾程度のものであつたのでこれを無償で孵化場から贈答用として使用されてゐたのであるが、現在の知事は歴代の長官の時と較べて十倍にも相當する量が必要としたので代金を貰うことにしたと證言し、元田畑秘書課長も從來は孵化場から三百尾位は無償で貰つてゐた、なお先程申し上げなかつたが今回プライベートとは別に交際費で買つたものもあると證言したのであります。以上秘書課を通じて取扱はれた知事贈答用の買受け並びに代金支拂の狀況を検討しますとき受授した三十二箱鮭代金十三万四

千四百六十七圓二十錢及びこの運賃諸掛一萬五千七百六十八圓三十錢、計十五万二千三十五圓五十錢は一應知事個人において本年七月三日支拂れてゐるのであります。が少くとも水産部及び孵化場がこのように騒いでゐる未拂狀態の北水商事に對しこのような支拂ひ方をなされたことは調査の過程においても或は何等かの合意があつたのではないかという感を受けさせられたのであります。がこの點に關しましては委員會の調査は未だ最終的に調査を終えていないのであります。引續き調査することと致してゐるのであります。次にこの未收納金の回收見込みについて申上たいと存じます。頭初委員會と致しましては本年五月十二日北水商事株式會社中川取締役名儀で水産孵化場に提出されました誓書に添付の返済財源この總額千百六十七萬圓を中心に調査を進めたのであります。が、孵化場において調査しました狀況及び九月二十九日常委員會におきまして得ました關係人の證言にもその金額にかなりの相違があつて不正確であるばかりでなく同社は營業不振を理由に本年四月以降出先機關に獨立採算制を執つており回收金と假拂金との關係において相殺しなければならぬものも相當にあるとのことであつたので現地についてその實態を調査する必要を認めまして改めて返済財源の明示を求めると共に、これにより十月十六日より道内關係分を二地區に分ち調査いたしましたのであります。又内地關係分につきましては、十月二十八日偶々國民體育大會視察のため上京しました田中、西村の兩委員及び公務のため青森市出張の松平委員に依頼いたしまして調査いたしましたのであります。この結果につきましては別にお手許に配布いたしました調査の通りであります。が、實に回收の見込まれるものは提示されましたものの僅か二七%金額に致しまして三百三十二萬圓という實情なのであります。従いましてこの回收を強制の手段を以つて致します場合にはこの見込み僅か二百七十萬圓程度となるのであります。これを更に現在の北水商事の債務事情、この總額は約三千八百萬圓、この内大口のものとしては道廳關係約九百萬圓、北海道水産業會關係約七百五十萬圓及び拓殖銀行關係約三百五十萬圓が挙げられるのであります。が、このような事情から見込みま

すときは僅々六十五萬圓程度となるのであります。以上提示されました返濟財源について考えますとき北水商事はその根本において背信の行爲をなしたるばかりか、この返濟財源の提示についても充分それが回収不可能のものであることを認識しながら當面を糊塗せんとして故意に提示されたものであることが認められ、當局並びに道議會に對してなされたこの不信は斷じて黙過すべきでないと考えるのであります。この一例といたしましては、過日田中、西村兩委員が北水商事株式會社新潟出張所を調査致しました際、同地の小林所長は何時までも嘘をいついても仕方がないから本當のことを申し上げる。と前提致しまして四百六十萬圓の額は實は北水商事の口取縮役からこれだけの額を認めてくれ、そうでなければバランスがとれないからと言はれて認めたもので實際に村口氏と調整できた額は百六十四萬圓であつたと證言したのであります。全く言語道斷といはざるを得ないのであります。以上を検討致しますに北水商事株式會社がこのような大きな未拂金を生ずるに至つた原因として、第一に、北水商事株式會社の背信が擧げられるのであります。即ち、第一に北水商事の入札價格五百二十二圓は當局が示した入札の條件及び配給の指示を前提としては、全くこれが採算を無視してなされたものであつて當然拂下るべきでなかつたと認められるのであります。第二には、指定入札を行うに當つて當局は單に當時これ等の五つの機關があつたという理由のみでこれ等の經濟的な地位就中信用調査を怠つてゐることであり、第三には、契約書の調製に當つて事務當局の研究不十分から契約の主旨徹底を欠き、その文言にも紛らはしい點があり保證金と代金との相殺を認めていない點からしても現品引渡前に部分的代金を納入せしむべきであつたに拘らず文言の不明瞭はこのような結果を生む原因になつたと認めるのであります。第四には、契約の履行について當局の監督は緩慢、不行届であり指示すれば指示できたものであるに拘らず契約に基き配給計畫も後半に於ては全く實施されず一般配給のみならず特需用の道外移出及び自由處分を看過したといふことは會社に未拂

の口實を與える結果になつたものと認められるのであります。これを要するに北水商事はその入札の當初から背信を前提とし社としては道内に小賣機關を有せざるに拘らず小賣機關を有すると稱して最終販賣價格の七百五十圓に賣却することによつてのみ收支の均衡を見る所存であつたもので、偶々この契約の事情を知る小賣機關及び一部消費者の間に問題となり、この別途契約たる條件が道水産部の指示により一時強行せられましたため會社側は道内賣に一頓座を來し年末を控えてのことでもあつたので條件に違背し指示を持つことなくこれを道外に移出するの外賣却代金を負債の償還に流用したもので、その後、北水商事としてはこの發生損失を回復しようと努めたもののようではあります。二月の經濟九原則に伴う全國的な金融の硬塞狀況に依り早急の回収は全く困難となり窮極に於て、會社は機構の變更を行つて代金未拂の方針を採るに至つたものと判斷せられるのであります。次に孵化場はかかる不健全なる状態にある北水商事に對しその當初に於て何等これ等の信用狀況も調査することなく契約をなし代金の納入を受けることなく現品債權の要求のみを重ね遂に決算期の四月末を経過した五月七日に至りこの實情を知事に報告したといふことは世情に疎い水産孵化場としてその間に或る程度の同情に値するものを認めはするが、その責任は決して輕いものとは認められないのであります。又曩にこの計畫を樹てその實施は當時の孵化場の實態から考へた場合一應それが無理であることを承知し更に入札者を指名し、配給の條件を指示した道水産部は、これらの諸事情が如何なるものであるかを知悉しながら、しかも何等の對策を講ずることなく看過した責任は孵化場にも況して重大であることを認めなければならぬのであります。又契約の締結に當り研究不充分のため契約の主旨徹底を欠き、このために道財政の上に多大の損害を誘致した經理關係當事者の責任も重大であると認めるものであります。次に北水商事の背信就中受入りたる賣却代金七百三十五萬圓を他に流用したことは明らかに善意のものと判斷し得ないので、この點知事は速やかなる對策を講じ多端なる道財政の上に善處せられる必要のあることを認めるものであります。

す。なおこの回收について委員会としましては第一に北水商事の背信は斷じて許すべきでないと考え従つて訴訟により措置すべきであると考えるのでありますが、一面又これを行はず可能な最大限の回收を圖ることも考えられるのであります。而して一部に北水商事に一定の條件をつけて今年度産の鮭の一部を特別經理扱いが又は道漁連扱として拂下その利潤をもつてなし崩し返済をさせてはとの聲もあり又この調査の中間に於て北水商事はこのような趣旨の歎願をして參つていたのでありますが、背信行爲者に對し紐つきでその穴埋をさすなどということは今後の道政上にも惡風を残すこととなり更に幾多の損失を招かすの愚であることを認識せられこのことは絶對避くべきであると考えらるものであります。以上を検討いたしました本委員会は知事の本作に對しまして執られた措置は緩慢且つ善良なる管理者たるの注意を欠くものであるとの結論に達したのであります。而してかゝる知事の失當なる措置が現在多端なる道財政及び行政の上に及ぼした影響の重大なるを惟うとき知事に對し未収入金の回收について火急の對策と措置を講ずると共に深く反省すべきことを警告することに意見が一致いたしました次第であります。仍て次に則讀致しまする報告書の通り調査意見を決定致した次第であります。

調査意見

昭和二十三年年度費鹽藏鮭拂下計畫に基づいて北海道水産孵化場が北水商事株式會社に拂下たる鹽藏鮭賣拂代金中九百五十八萬餘圓の未収入金を生ぜしめたことについて一は北水商事株式會社の背信が擧げられるのであるが地方道當局のこれが處分に當り執られた措置についても失當且つ緩慢なる諸點を認めざるを得ない。即ち入札者の指名するに當つて道當局はこの經濟的地位就中、信用度の調査を怠り且つ落札價格を以つてしては道の指示した條件を充し得ないことが豫見せらるべきに拘らず不注意の裡にこれを拂下その契約に當つても研究不十分から不徹底なる契約を結び剩れ現品引渡前に部分的代金を納入せしむることなく慢然これを默過し、遂には自由處分を看過するなど善良なる管理者たるの注意を欠き、ために多端な

る道財政上重大なる歳入欠陥を生ぜしめたものと斷ぜざるを得ない、仍て知事はこの點深く反省すると共に未収入金の回收につき火急の對策と措置を講ずべきことを警告する。

以上、本委員會の經過の概要を御報告申上げ私の報告を終ります。

○十一月二十九日 午前十一時第三委員室で開議、さきの中間報告の調査未了の點について協議、その結果、東京關係の調査については上京中の坂本委員に調査方を依頼することを決定、又知事の私用分の問題に關し北水商事中川専務と木村孵化場長とを關係證人として召喚することを決定、次回の委員會を十二月十五、六日頃に招集することを決定して午前十一時二十十分散會。

▲外地同胞引揚對策特別委員會

○十一月二十二日 午後五時二十分民生部長室で開議、在外同胞歸還促進北海道連合會代表より在外同胞引揚促進の運動方について陳情を聴取、本委員會の存續方について協議し議會終了後も存置することを決定、本會議における委員會の報告について審議、更らに在外同胞の歸還促進についての決議を關係筋に提出することを決定、ついで今回の舞鶴港における引揚狀況調査に委員を二乃至三名派遣すること及び別途決議の在外邦人引揚感謝並びに歸還促進等に關するマ元帥宛請願決議案を提出することに決定して午後七時四十分散會。



常任委員会

・▲總務委員会

○十一月十四日 午前十一時五分第五議員室で開議、木村庶務課長より第五回定例会に提案すべき道費追加更正豫算の大意について説明後、部局ごとの内容に入り出納局、秘書室、行政調査室、總務部、教育委員会、民生部、衛生部所管經費について説明一端休憩、午後三時十五分再開引續き木村庶務課長より労働部、建築部、林務部所管經費について説明あつて午後四時五分散會した。

○十一月十五日 午前十時四十分第五議員室で開議、水産部關係について小松漁政課長より説明開拓部、商工部、土木部、經濟部農地部關係豫算について木村庶務課長の説明があり、質疑應答あつて一端休憩、午後一時二十分再開、岩見澤市小島市會議議員より岩見澤高等學校の復興について陳情を聴取、木村課長より特別會計豫算及び豫算以外の案件について説明これに對する質疑應答あつて、請願の審査に入り、請願總務第三十七號金高等學校を道立に移管の件外六件を審査その結果、採擇三件、不採擇二件、保留二件をそれゝ決定、札幌文科専門學院及札幌北海學院を短期大學に昇格轉換についての陳情は建議案として中央に要望することと決定して午後四時十五分散會。

○十一月二十四日 午後零時四十分第一委員室で開議、木村庶務課長より博覽會準備調査費について説明これに對する質疑應答あつてこれを了承して午後零時五十五分散會。

○十一月二十五日 午前十一時五分議長室で開議、付託議案の審査に入り、議案第十六號北海道知事、副知事、出納長、副出納長の給料額及び旅費額並びにその支給條例の一部を改正する條例設定の件外三件を審議、何れも原案の通り可決、札幌文科専門學院及び札幌北海學院を短期大學に昇

格につき本會議に提出する建議案文を決定、請願の審査に入り、請願總務第四十一號、美唄町立美唄高等學校の北海道立移管に關する件外六件（學校關係）を一括議題に供したるに山内委員より學校問題についての取扱について發言がありその結果學校問題については總務委員会と教育委員会と合同審議することを教育委員会に申入れることとして何れも保留とした。ついで請願四十二號昭和二十四年度道民税配當額減額に關する件外二件を審査その結果、採擇一件、不採擇一件、を決定尙寒冷地手當に對する措置に關する請願は陳情として取扱うこととし次の議會に建議案として上程することとし午後零時十分散會。

○十一月二十六日 午前十一時五分議長室で開議、税務課長よりシャツプ勸告による地方税制改革の概要と道財政の關係について説明があり、これに對する質疑應答あつて午後零時二十分散會。

○十一月三十日 午後四時第三委員室において開議、岡委員長代理より十一月二十八日付託の請願總務第五十一號置戸村町制施行に關する件、及び十一月二十九日付託の請願總務第五十四號中標津町制施行に關する件の現地調査は次期議會の關係もあるので十二月中旬これを行うこととし齋藤委員長の外岡、森川委員を派遣することを決し午後四時十五分散會。

▲民生委員会

○十一月二十一日 午前十時四十分第二委員室で開議、請願民生第六號千歲町に道營授産場設置の件を審査、その對照者が失業者であるため議長において労働及び建築委員会に付託することと決定、次いでソ連地區引揚者の第六船團の配船決定に伴い、本委員会より西村委員を派遣することに決定、ついで第五回定例議會に提案すべき民生部所管の追加豫算の内容について、社會、援護、世話課の各課長代理より説明、これに對する質疑應答あつてこれを了承し、午前十一時二十五分散會。

○十一月二十五日 午後一時三十五分民生部長室で開議、第五回定例議會に提案すべき民生部所管の追加豫算について、消防、保險の兩課長より説

明、これに對する質疑應答あつて、これを諒承し、ついで接護課長より十一月二十三日發生の厚真村の火災狀況について報告があり、道民事部ドムアックス厚生課長から各委員の勞苦に對する謝意の表明があつて午後四時五十分散會。

○十一月三十日 午前十一時二十五分第三委員室で開議、昭和二十五年度道費豫算について民生部當局より説明を聴取、質疑應答を行つて午後一十分散會。

▲衛生委員會

○十一月二十一日 午前十四時四十分衛生部長室で開議、第五回定例議會に提案すべき衛生部所管の追加豫算の内容について、醫務、豫防の兩課長より説明を聴取、これに對する質疑應答あつて、これを諒承、ついで請願の審議に入り、請願衛生第四號斜里町ウトロ道立診療所設置の件外一件を審査その結果一件を採擇、一件を保留して午前十一時四十分散會。

○十一月二十八日 午後一時四十分第三委員室で開議、請願の審査に入り請願衛生第六號道立苫小牧保健所廳舎新築の件外三件を審査その結果、二件を採擇、二件を保留ついで、空知、釧路、根室支廳管内における衛生施設調査のため小川委員長、田中（巖）副委員長の兩委員を十一月三十日より十二月八日まで九日間派遣することを決定して午後四時四十分散會。

▲經濟委員會

○十一月九日 午前十一時二十分議長室で開議、岩見澤市助役より岩見澤永稻試地の存置方について陳情を聴取、大廳農務課長より道費追加豫算の内容について説明、これに對する質疑應答あつてこれを諒承、ついで同課長より消石灰及びタンカルの増産施策について説明、これに對する質疑應答があり、これに關連して北見石灰會社代表よりタンカル増産のための工場設備擴張計畫に對し道費の助成と資金融資の保障方につき陳情があり、委員會としてタンカル増産の施策につき専門的に調査研究の必要を認

め小委員會を設けることに決し、委員に時田、糸川、吉田（定）、後藤、佐久間の五委員を指名した。又畜産課長より道費追加豫算及び舊國營牧野跡地の土地經營について説明、これに對する質疑應答あつて、農業改良課長より農業關係試驗機關整備に關する道及び中央設立審議會の答申決定までの経過及び北海道農業試驗場設立基本計畫案の内容について説明、これに對する質疑應答のち、支場、分場等の廢止決定の分について善處方の要望があり、食糧課長より生産保有の昭和二十四年産雜穀及び馬鈴薯と米の交換配給要領、二十四年産主要食糧供出狀況、早場米供出狀況、モデル配給實施要領及び道費追加豫算の内容等について説明があり、これに對する質疑應答のちこれらを諒承、午後四時三十分散會。

○十一月十三日より十五日まで三日間にわたり、時田委員長、後藤副委員長、棚川、三澤、佐々木（美）の各委員は、十勝支廳管内の甜菜栽培狀況につき調査を行つた。

○十一月二十二日 午前九時四十分第二委員室で開議、北海道大學理學部教授松浦博士がストックホルムにおいて開催の第七回國際植物學會に出席するに際し、道において歐米農業事情の調査を委託することにつき協議、これについて河村經濟部長及び松浦博士より説明、質疑應答あつて、委員會として歐米農業事情調査を委託することとし、又渡歐米に要する費用を或る程度道費より支出することを諒承して、午前十時四十分散會。

○十一月二十六日 午後一時十分第一委員室で開議、付託議案第二十三號北海道家畜商業取締條例を廢止する條例設定の件を審議、原案の通り可決、拓北石灰會社及び東和興業會社の代表より、炭酸カルシウムを製造するための工場設備轉換資金の融資又は助成方についての陳情を聴取、後藤委員より炭酸カルシウム製造のためこれが工場設備轉換のための工場を四、五社選定して、現地調査を行うこととするに小委員會の意見が一致したる旨を報告、協議の結果大體十日間の豫定をもつて現地工場の調査を行うことに決し、これが派遣委員は、時田、吉田（定）、吉野、時田、後藤、三澤、兒玉の七委員に決定した。ついで中央で問題となつてゐる本

道の二十四年産米（雜穀を含む）供出割當補正について、道農業調整委員會において決定した三十四萬八千石削減量をあくまで推進せしめることとし、委員會でこれが建議案を本會議に提出することと中央の情勢如何によつては委員を上京せしめる事を決定、ついで請願及び陳情の審査に入り、請願經濟第十七號災害に對する救済措置に關する件外五件を審査し、二件を採擇、四件を保留とし、陳情經濟第二五七號酸性土壤改良に對し地方費助成に關する件外九件は何れも趣旨を了承して午後三時四十分散會。

▲水産委員會

○十一月十七日 午前十一時十五分第二委員室で開議、阿部水産部長、小松漁政及び小林水産兩課長より水産部所管の追加豫算の内容について説明、これに對する質疑應答あつて一端休憩、午後一時四十五分再開、木村孵化場長及び孵化場關係職員より密漁取締の實施概要について説明、これに對する質疑應答ありついで十勝川千代田堰堤の應急措置と恒久對策について水産課長より説明あり、協議の結果このことについては研究することとし、内地漁船入會問題について阿部水産部長より説明を聴取、小手繰網整理要綱について阿部水産部長より説明、これに對する質疑應答あつて、本問題は重要なることであるので次回の委員會に、審議を續行することとし、午後五時二十分散會した。

○十一月十九日 午前十一時五分第二委員室で開議、小手繰網整理の件について協議、本件に對する質疑應答があつたが意見まとまらず、つぎの委員會に持越すこととなつて午後零時四十分散會。

○十一月二十二日 午前十一時十分議長應接室で開議、宗谷支廳漁業者代表より鯉漁業増網方についての陳情を聴取、ついで目下中央において審議中の漁業法案（第三次改正）について第一次として近く上京の石崎、坂本の兩委員に本道の要望を中央に折衝することを依頼することとし、更にこのことについて各派交渉會に諮り議會代表を上京せしめることを決定して午前十一時三十五分散會。

○十一月二十五日 午前十一時第二委員室で開議、苫小牧漁組合代表及び浦河地區代表より小手繰網整理については地區的實情に照し施行せられたい旨の陳情があり、宗谷地區代表より鯉漁業増網方に關し陳情あつて、漁業法改正に關し上京委員として松平、金澤の兩委員を決定して午前十一時三十分散會。

○十一月二十八日 午後一時三十五分第二委員室において開議、請願水産第九號乃至第十二號を審議の結果、第九號及び第十二號は不採擇、第十號採擇、第十一號は調査のため保留に決し、ついで鯉對策委員會代表の春鯉漁業の定量二百三十二ヶ統、刺網二千二百五十二ヶ統を夫々増網方について陳情を聴取、次に研究課題として保留中の鮭の密漁防止對策につき協議先づ木村水産孵化場長より十勝池田町署の取締狀況について説明を受け、現地視察は既に最盛期も去つているのでこれを中止し來年度の取締對策の確立を要望することとして、本問題は一應打ち切り、次に小手繰網漁業整理要綱を議題とし、種々論議の結果、このまゝ存置しても四五年内には、自然淘汰の域にあり、資源枯渇防止法案が通過の後にあつては、これを制限されること必至の情勢にもあるので、これを大手繰に轉換せんとする本要綱を承認することに決し、次に鯖施網及びホッケ漕曳網漁業の許可方針を議題とし、阿部水産部長の説明を聴取したが、尙檢討の要もあるのでこれを保留し、次いで漁業法改正案に對する上京委員派遣の先の決定は法案通過によりこれを取止めることとし、次いで水産關係長期資金調達計畫を議題として、小松漁政課長の説明を聴取、本件も檢討のため保留することとして、午後六時十五分散會。

○十一月三十日 午後一時第二委員室において開議、水産業關係長期資金融資に關する建議案を委員會として提出することを決し、ついで阿部水産部長より鯖施網漁業許可方針につき説明を行い委員との間に質疑應答のうち、小委員を挙げ檢討することとして、石田、松平、旭、村山、森川各委員を小委員に互選次いで漁業關係長期資金融資陳情の上京委員に石田、村山、棚川、三澤各議員を煩すこととし十二月八日より二週間の豫定を以つ

て上京することに決し、午後四時五十分散會。

▲商工委員會

○十一月十五日 午後一時五十分第二委員室で開議、前野旭川市長より北海道開發大博覽會の施設、企畫の概要及びこれが豫算について説明、これに對する質疑應答ののち、委員會としては、事務的關係については當局の方針決定後に研究することに決定、又各府縣の出品に對する勧誘については、各派交渉會に諮つて委員を派遣することを決定、商工部長より小水力發電補助につき當初五割補助と決定したるも、補助申請件數が増加したるためじむなく四割二、三分程度になつた旨と報告あり、陳情及び請願の審査に入り、陳情商工第二五八號拔海電化促進の件外一件を審査その結果一件はその趣旨を了承し、一件は保留、請願商工第十一號函館市營競輪場の施設に對する道費補助の件を審査し、本件を採擇と決定、桶谷商工部長より第五回定例會に提案すべき商工部所管の道費追加豫算について説明、これに對する質疑應答あつてこれを了承、又通産局の出先機關の道移管について説明あり、協議の結果通産局出先機關の道に對する完全移管に關する建議案を提出することを決定、各派交渉會に中入れることに決定して午後三時五十分散會。

○十一月二十一日 午後一時二十分第一委員室で開議、東和興業會社瀧口社長より、遊休中の工場活用を圖るため炭酸カルシウムの製造を企圖しているの、これに對し助成せられたい旨の陳情があり、山田商務課長より北海道開發博覽會に各府縣より出品の誘致費についての説明あり、これに對する質疑應答あつて午後二時三十分散會審査會を開くことを決定、前野旭川市長よりさきに陳情した博覽會開催について道に責任を轉嫁せしめるような誤解を招いたことにつき陳謝あつて陳情の審査に入り、陳情商工第二八四號全火力發電所動員の件外一件を審査、それ／＼趣旨を了承中川鑛政課長より北海道沿線貯炭等販賣方針について説明があり、ついで手稻鑛山の視察を決し、午前十一時二分散會。

○十一月二十八日 午後一時五十八分副議長室で開議、博覽會調査につき協議の結果次の通り決定した。

一、視察地

北陸班 新潟、長野、富山、石川、福井の各縣
近畿班 愛知、京都、大阪、兵庫、神奈川、東京の各府縣
中國四國班 岡山、廣島、山口、愛媛、高知の各縣
九州班 福岡、熊本、長崎、鹿児島、大分の各縣
二、派遣期間 自十二月四日至十二月十九日 十六日間
三、派遣委員

北陸班 本間（與）吉田（豐）福島の各委員
近畿班 坂東（浩）齋藤（藤）高橋（源）の各委員
中國、四國班 窪田、乾、横山の各委員
九州班 本多（吉）川口、太田、高橋（雄）の各委員

○十一月三十日 午後一時五十八分第一委員室において開議、請願商工第十四號乃至第十八號を議題に供し三件を採擇、二件を保留としついで地方の金融問題について桶谷商工部長より説明を聴取、午後二時三十分散會。

▲林務委員會

○十一月十二日 午後一時三十五分林務部長室において開議、愛別村字愛山地區道有林内の農耕適地開放につき關係者の陳情を聴取、本件については開拓及び農地委員會と協議中でもあるので、兩委員會より代表委員を舉げて明十三日より三日間の豫定を以つて現地調査を行うことを決定、次に先般現地調査を行つた津別道有林の牧野買収につき協議の結果、從來津別町において牧野として貸付を受け現在木柵等の施設をしている第一區、第二區、は津別町に開放、第三區は道有林として存置することに林務部は善處すべき旨を決定、次に林業指導所の綜合指導工場買収につき小瀧林務部長の説明を聴取、現地を調査した上で、評價等の小委員を舉げることとし、十一月十八日全員で旭川市の工場を調査することを決定、午後四時二

十分散會。

○十一月二十一日 午前十一時十分林務部長室で開議、林業指導所の綜合指導工場として旭川市所在日本木材會社所有工場の買収について協議このことについて小林林政調査室長より説明があつて質疑應答ののち、これが買収のため小委員を擧げて交渉することに決し小委員に西川、北林、林、渡邊（駒）、青木、坂東（浩）の六名を決定して午後二時十五分散會。

○十一月二十四日 午前十一時十五分第一委員室で開議、西川委員長より林業指導所の綜合指導工場として旭川市所在の日本木材株式會社所有の工場（木工場を除く）及び敷地の買収について的小委員會における交渉の結果を報告、その結果委員會としては小委員會の交渉の線によつて二十四年度においてこれを買収することを決定して午後零時散會。

○十一月三十日 午前十時五十分第一委員室において開議、請願第二號（網走）請願第三號（南日高）請願第七號（ニセコ）請願第十一號（利尻禮文）の各地區道立公園設立の件については實地調査の結果道として觀光施設が少ないので採擇して廣く内外の誘致客に努力せしむることとなつた。ついで津別道有林の牧野買収については林務部提案の線を了承、請願第十號愛別村宇愛山道有林二、三林班地内農耕適地解放の件及び請願第十二號開拓買収地を買収より除外保安林に編入の件は夫々條件付にて採擇、又請願第十三號大沼公園周遊道路補修並びに橋梁架替工事促進の件及び陳情第二六〇號道立公園指定に關する件（厚岸町）は調査のため保留することとして午後一時二十分散會。

▲開拓及び農地委員會

○十月二十三日より十一月五日まで十四日間に亘り、平田委員長、兒玉、四十榮、宮北の各委員は青森、靜岡、京都、奈良及び熊本、大分、岡山、鳥取各府縣の開拓狀況につき現地調査を行つた。

○十一月七日 午前十一時十五分面會室において開議、平田委員長より府縣開拓地視察の結果の概況について報告あり、ついで佐々木總務課長より

昭和二十五年開拓豫算の見透し、及び開拓會館買収の経緯について説明を聴取し、質疑應答ののち、愛別村道有林を農耕地に開放することについては、現地調査を行うこととして平田委員長、本多副委員長、佐藤、田中（三）の各委員を派遣することを決定、又開拓協會の補助金については後日開拓者各團體と協議することとして午後四時三十分散會。

○十一月十七日 午前十一時五十分第一委員室で開議、佐々木總務課長より昭和二十五年開拓豫算中公共事業費及び劍淵村の開拓關係不正事件並びに開拓會館設立委員會の審議經過についての報告及び説明を聴取し、質疑應答ののち、不正入殖者の取締方を道條例で規定でき得るか否かにつき研究するため小委員會を設けることとなり平田委員長、本多副委員長、佐藤、兒玉、田中（信）三澤、糸川の各委員を夫々小委員として互選し十二時四十分散會。

○十一月二十五日 午前十時四十分第二委員室において開議、昭和二十五年道道費豫算重點事項について中條入殖課長、坂本指導課長並びに總務課員より夫々説明を聴取、質疑應答ののち、二十四年度國費補助及び二十五年度國費補助の見透しにつき二十六日も委員會を續行すること、して十二時四十分散會。

○十一月二十六日 午前十時二十分第二委員室において開議、中條入殖課長及び總務課員より昭和二十五年道道費豫算重點事項別の國費補助についての見透しにつき説明を聴取し、質疑應答ののち道費負擔事業及びその區分については充分検討することとして開拓者各團體相互の連絡運営上遺憾の點がある現状に鑑み特に開拓協會の性格について會長である坂東議長より説明を聴取十二時十分散會。

○十一月三十日 午前十時四十八分第一委員室において開議、平田委員長及び兒玉委員より府縣開拓地調査の結果報告があり質疑應答ののち、我國の開拓は本道であるとの認識を更に深めるとともに、本道に課せられた重要責任を達成するため新たな開拓指針をもつて進むべきであると中合せをなし午後十二時二十八分散會。

▲土木委員會

○十一月十九日 午前十一時五十分第一委員室で開議、岩本委員長より二十五年度土木關係國費豫算獲得のため上京、關係機關との折衝經過について報告、ついで小川土木部次長より二十五年度全國公共事業費豫算の削減狀況について説明があつて、請願の審査に入り、請願土木第一〇五號豊浦港擴張工事施行の件外五十七件を審査しその結果、採擇四十六件、不採擇五件保留六件、却下一件をそれぞれ決定して午後三時三十分散會。

○十一月二十五日 午前十一時二十四分第三委員室で開議、大正村助役及び奈井江、浦臼、白糠の各村長より道開さく工事、漁港の設置、河川改修工事及び橋梁架設等についてそれぞれ陳情を聴取して、請願の審査に入り、請願土木第一六三號帯廣市寶川改修工事施行の件外四十二件を審査しその結果、採擇三十件、保留十三件をそれぞれ決定して午後一時四十分散會。

○十一月二十六日 午前十一時二十五分第三委員室で開議、請願及び陳情の審査に入り、請願土木第二〇五號船入調築設促進の件外十五件を審査しその結果、採擇十四件、保留二件をそれぞれ決定し、ついで陳情土木第二〇五號湯本温泉道路開さくに關する件外二十件を審査し、大體趣旨を諒承、小崎河川課長より河川法第二十四條第一項の規定を準用する河川認定について説明あつてこれを了承、岩本委員長より本會議終了後豫算折衝のため上京委員の派遣方について諮り、岩本、宮坂、宮津の各委員を派遣することに決定して午後一時三十五分散會。

▲労働及び建築委員會

○十一月十五日 午前十一時十五分第二委員室で開議、橋本營繕課長より議事堂新築計畫に基く設計圖によつて説明、これに對する質疑應答あつてその結果議事堂及び附屬建築物の基本的各室の配置については、一階事務局關係室、二階議員關係室、三階委員會及び參與員室關係とすることに意

見が一致し、なおその他應接室、面會室、物品保管所等の設置について研究することとした。ついで住宅課長より災害地住宅復興補助について説明があり、これを諒承し午後一時散會。

○十一月十六日 午前十一時十五分労働部長室で開議、蛭子労働部長、尾谷労政課長及び名畑職業安定課長よりそれぞれの所管の道費追加豫算の内容について説明、これに對する質疑應答があつて、これを諒承し午後零時二十分散會。

○十一月二十九日 午前十一時より労働部長室に於いて開議、蛭子労働部長より失業對策執行の經過と冬期失業對策について説明あり引續き付託請願審査に入り、第六號千歲町に道營授産場設置の件第七號貸金運拂工場勤務者に對し主食購入資金融資の件は共に調査保留とし、次いで瀧川労働會館運営について蛭子労働部長より説明あり、本件については、部長並びに委員長一任のことに決し午前十一時四十分散會。

◎各種會合

▲東北七縣北海道知事議長合同會議

十一月十日より十二日まで三日間、宮城縣松島町瑞嚴寺において東北七縣北海道知事議長合同會議が開催せられ本道より坂東議長及び山口局長が出席したが當面の重要諸問題について慎重審議を重ね次のとおり決議し關係當局に對し陳情することになった。

決議事項

- 一、災害復舊費全額國庫負擔に關する件
- 一、日本醫療團清算剩餘金を道縣立病院整備費に配分方に關する件
- 一、昭和二十四年産米供出補正に關する件
- 一、鹽釜港修築費國庫負擔増額に關する件

一、未亡人母子福祉対策として生活保護法適用の特例設定方に關する件

一、木材生産に對する奥地助成に關する件

一、税制改革に關する件

一、木材引取税、鑛産税の道府縣存置に關する件

一、防水溜池事業費金額國庫負擔に關する件

▲全國都道府縣議長會幹事會

○十一月一日正午より東京都議會議事堂において、北海道、岩手、秋田、東京、神奈川、千葉、山梨、長野、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、滋賀、鳥取、山口、福岡、佐賀各都道府縣議長出席の上開催された。今回の幹事會は第六國會を機會に當面の問題處理と、これに對する政府側の意向を聽くために開催せられたのであるが、主なる協議題は、中央出先機關の廢止、税制改正及衆議院議員選舉法第六十七條第五項の削除方等についてであつて、列席の地方自治廳鈴木行政連絡、秋田財政兩部長の説明及質疑の概要は次の通りである。

會長挨拶及び經過報告に次いで、地方自治廳秋田財政部長より、シャウブ勸告の説明とこれによる税制改正案意圖につき數字的説明あり、「補正豫算案の概要」につき、左のごとき説明があつた。

「補正豫算は、ドツチャインに副うて編成立案されつゝあるが、地方配付税九〇億、災害復舊費を含む公共事業費九〇億、六三制豫算一五億が計上されている。また、地方債の枠を一四〇億として總司令部へ了解工作中である。來年度豫算については、災害復舊費金額國庫補助とし、公共事業費中六三制豫算四五億、これは最低基準の確保を目標としている。」

次に、鈴木行政連絡部長より、出先機關の廢止、地方自治法改正法案その他について次の通り説明があつた。

◎去る八月一日閣議決定にもとずき法律改正によらず實施できる通産運輸兩大臣の權限の地方委譲は、今回政省令が公布され、十一月一日より兩

分室の職員二、九八〇名が各都道府縣の組織の中に入つた。地方側の受入態勢についても、各都道府縣に「商工資材事務所」と「陸運事務所」が設けられるよう、地方自治法施行規則改正の政令が公布された。通産關係委讓事務中輸出及び進駐軍關係のものは除かれており、陸運關係では道路運送法を根本的に改正して地方委讓の線に副う空氣が強い。

◎今回の委讓に關連し、臨時物資需給調整法にもとずいて地方公共團體の長に委任した事務に對する主務大臣の監督權は、取消權乃至變更權とするよう同法中挿入方を地方自治法改正案に織込んである。

地方自治制度改正の方向は、シャウブ勸告の線から市町村を中心、府縣一國というふうに全體の行政事務の再配分の調査研究を目的として、地方行政調査委員會設置法案が今議會に提出される見込である。この會議の委員の構成は五人、その内譯は、知事、市長、町村長の連合組織の代表者の推薦する者各一、總理大臣の指名者二となつてゐる。

◎地方自治法改正法案に關し

地方議會の定例會開催の回数は、原案は二回であつたが、全國的に四回以上を望む向が多いとのことで四回以上となつた。

議會事務局の法制化については、事務局の設置は既存の事實であり、一般行政機構整備の途上にある現在、これを法制化することによつて却つて機構擴大の憂があること等の理由で改正案からはすした。しかし、その後議長會の要望もあり閣議においても問題となつたがとりあへられなかつた。國會方面において修正されれば、自治廳としては敢えて反對意見はないと思う。

次にリコール制濫用防止についてであるが、この問題は、從來からの要望もあるので、その一方法として署名審査制を確立し處罰を明確化した

◎地方公務員法案に關し

大體國家公務員法と同様の構想の下に立案されているが、地方團體の自治性と多様性とかんがみ柔軟性を保たしめることに意を用いた。なお、各都道府縣及び五大市は、三人制の人事委員會を設けることにな

つてゐる。その他公企業従業員は、大體労働法の原則を適用することになつてゐる。

以上の説明に對し質疑應答の主なるものは次の通りである。

問 労働基準局その他労働行政機關の出入を廢止し地方に委譲すれば失業対策の圓滑な運用ができるが、これに對する現況如何。

答 移管すべく決定してゐない。労働省側では、國際労働條約により労働行政は、國の所轄となつてゐるを理由として移管に反對してゐる。

問 第五國會で衆院を通過し、參院で否決され現存する農林省資材調整事務所の廢止の處置如何。

答 臨時國會には法律改正はできまい。第七通常國會に提出されるであらう。

問 今回の政令、省令では職員と末端事務のみ移管したが、重要な事務はなお中央に保留してあるとのことであるが實質如何。

答 通産關係では、貿易、連合軍關係のみを保留、法律改正を要しないものは、地方に委譲した。運輸關係でも政令でできるものは移管し、

なお、今後道路運送法を徹底的に改正する意向が強い。

問 定例會が六回から四回になると勢い會期が長くなると思うが。

答 從來の實狀からみても、地域的に市町村より廣範圍の府縣の議會

は、回数が減れば會期を長くして十分の審議が行われることにならう。シャッフル勸告税制改革は、市町村に重點がおかれてゐる結果、府縣

税収入は減ると思われるが。

答 そのような結果が生れる。そこで從來の市町村單位でなく、これが合併または共同更に府縣行政區域の再檢討等による事務配分の適正化なども研究の對象となる。しかし、それは一般平衡交付金で調整する建前である。

(この應答に關連し、荻田部長は特に附言し、地方財政經理の放慢性

がかなりとりざたされており、このような弊が實在するとせば、今後の地方財政改革にも悪い影響を及ぼす憂があるから、慎重な注意をされたい旨の發言があつた。

問 平衡交付金の算定基礎について伺いたし。

答 これが問題であるが、原則としてその團體の行う行政に必要な最低の經費から、その團體が標準課率により徴収する税額を控除したものである。

問 補正豫算で災害復舊費の九〇億は確定的か。

答 閣議で決定、目下總司令部と折衝中であるが、大體よい見込みである。六三制豫算一五億は見透し困難である。なお、六三制豫算は、來年度は四五億を組む豫定であるが、それで一人當り〇・七坪保有の校舎で完成するものと考えてゐる。

次いで

(1) 中央出先機關廢止について

(2) 地方税制改正について

(3) 衆議院議員選舉法第六十七條第五項の削除方について

右三件につき、それぞれ意見交換協議檢討の結果別記要望事項を決議十一月二日本會幹事會において政府關係方面に對し強く要望陳情することに決定して午後四時散會。

○十一月二十日 午前十時、會長副會長常任幹事東京都議會會議事堂に參集、同道の上、増田官房長官、及び廣川民自黨幹事長其他關係方面に面接それら要望の趣旨を説明しこれが實現方を懇請した。

○中央出先機關の廢止について要望

政府は、本會年來の主張の一部を容れ今回通産及び運輸大臣の權限の一部を都道府縣に委譲する關係法令の決定を見たのは、誠に欣快に堪えず深く敬意を表するものである。しかしながら、右法令の整備は八月一日政府

聲明の通りとりあえずの措置であつて、法律改正を要するものは、なお未解決である。

よつて本會は政府が、これら未解決の改正法律を今次國會に提出し、速かに全面的な地方委譲の實を挙げ、もつて地方分権を確立し全國的輿論に副わんことを要望するものである。なかんずく、前國會において衆議院を通過した農林省資材調整事務所の廢止は、ぜひとも今國會において實現せしむるはもちろん、作報事務所、勞働基準局、その他殘存出先機關を徹底的に廢止その權限を全面的に地方に委譲するよう邁進せられんことを強く要望する。

右本會の決議にもとすき要望する。

昭和二十四年十一月一日

全國都道府縣議會議長會

○地方税制改革に關する要望

シャウプ税制使節團の日本税制報告書には地方自治に對する財政的基礎が表明されているが、市町村自治體の税體系は、安定性弾力性に富み、かつ徴税の確保に堅實性があり、昭和二十五年度においても容易に財政計畫がたてられるのであるが、流通税體系である都道府縣、自治體の税體系は、現在の社會經濟事情の下において合理的な税制の運営を期することに非常な困難が豫想される。殊に府縣税の大宗である附加價値税は世界に類例のない新しい税種であり、この税の運営については見透しのつかないのがその實情である。かつ税源がありとされる以上平衡交付金に依存することの許されない事情を考えると府縣財政の前途は、まことに憂慮すべきものがあると思料する。

よつて關係當局において立案中の地方税法の改正にあつては、次の措置を講じ地方税體系の簡素明確化と税制の合理的な運営を圖り健全なる府

縣財政の確立せらるるよう要望する。
一、附加價値税の課税標準算定方法を詳細に法定し税制運営の簡素化を圖ること。

二、地方税法改正の經過規定を整備して地方財源の確保を圖ること。

三、電氣ガス税を全額府縣税とすること。

四、自動車税を全額府縣税とすること。

右本會の決議にもとすき要望する。

昭和二十四年十一月一日

全國都道府縣議會議長會

○衆議院議員選舉法第六十七條第五項の削除方要望

衆議院議員選舉法第六十七條第五項は、都道府縣議會議員を含む地方公共團體の公務員は衆議院議員選舉において、現職を辭任しなければ立候補できないことを規定したものであるが、これは選舉における根本理念たる自由立候補を不當に制限した立法權の濫用であり、時勢に逆行する反民主的規定である。公職兼務を禁止した立法上の理由からみれば、立候補は、禁止した公務の執行でないにもかかわらずこれを混同して制定したこの法律は直ちに改正すべきである。目下審議中にある參議院選舉制度の審議においても叙上の理由に立脚してこの種制限は設けないことになつてゐるのであるから速かに衆議院議員選舉法においてもこの不當な項目を削除するよう強く要望するものである。

右決議を望する。

昭和二十四年十一月一日

全國都道府縣議會議長會

○土地改良促進全國議員大會

○十一月一日 午前十時より東京都千代田區永田町參議院會館において土

地改良促進全國議員大會が開催されたが當日は、國會議員周東英雄外十七名、參議員小串清一外六名、地方代表北海道坂東秀太郎外各府縣代表二十九名、關係團體代表九名、計三三一名の參會者によつて次の議題につき提案者より夫々説明があり一、二質問及希望意見があつたが滿場異議なく承認、さらに明年度豫算に對する要求額について討議が行われ結局百八十五億を要求することに決定、別記の通り政府に申し入れを行うこととし、更に關係方面の陳情方法其他に關し打合午後四時半散會。

第一號議案 土地改良、開拓、耕地災害復舊豫算増額要求の件

第二號議案 土地改良議員全國組織結成の件

第三號議案 土地改良促進國民運動展開の件

第四號議案 全國的土地調査促進の件

第五號議案 土地改良法の一部改正に關する件

第六號議案 灌漑排水機維持管理對策に關する件

第七號議案 農業水利權の法制化要望の件

○十一月九日 午前十時衆議院議員面會室に土田奎平氏(新潟)外五十四名集合、陳情團を編成の上増田官房長官、森農林大臣、西村安本政務次官、今泉建設次長、總司令部天然資源局農業部等に陳情を行つた。

なお決議及要望事項等は次の通りである。

決 議

日本經濟安定の基礎は食糧の確保にあり、土地改良、開拓こそは食糧増産にとつて最大の鍵である。しかるに經濟安定の目標である均衡財政確立のために最大の犠牲をやむなくされたものが土地改良事業及び開拓であることはまことに悲しき矛盾である。

日本の農業は家族勞力を中心とする零細農業經營であつて、そのうところは平均水準以下の勞賃收入にしかすぎない。さらに戰時戰後を通じて

供出制度のもとに比較的低位の價格においてその收穫物を政府に提供する義務を課せられている。しかも農村におけるインフレーションはすでに消失し逆に高き購買品價格のためにその經濟は破綻に傾いている。

由來我が國の農業は國家の保護助長のもとにその命脈を維持し來つたのであつて加うるに近年の農業災害は累増の傾向にあり、農家は獨力をもつて國家の付託にこたへることは困難である。ここに我國農業が歐米諸國の農業の企業的經營とその性格を異にする理由を見出すのであつて、我等は日本經濟の自立と安定とが一日も速かならんことをのぞむが故に、土地改良、開拓、災害復舊に對する國家の大幅な財政的援助を期待するものである。

要 望 事 項

一、土地改良、開拓、災害復舊に對する豫算を最大限に増額し補助率を引き上げる。

二、昭和二十四年度補助打切となつた土地改良事業並に耕地災害復舊事業に對する國庫補助の復活。

三、土地改良法の一部改正並に法律實施にともない必要なる經費の計上。

四、土地改良、開拓、災害復舊事業に關する地方起債を低利且最大限に認むること。

五、土地改良、開拓、耕地災害復舊事業に對する長期事業資金の潤沢且つ低利なる融通と短期つなぎ資金の簡易融通

六、全國的土地調査を急速に實施すること。

七、灌漑排水機維持管理費を國庫にて助成すること。

八、農業水利法を速かに制定すること。

申 入

一、昭和二十五年年度公共事業費中土地改良、開拓、災害防止に關する經費を含む農林關係豫算は最低百八十五億を確保せられんことを望む。

地方自治法に關する質疑應答

(議會に關する事項)

問

一、常任委員の調査權について

A 第九條第四項に「常任委員會は、その部内に屬する當該普通地方公共團體の事務關する調査を行い、議案陳情等を審査する」とあるが常任委員會の聞かれてゐる時に、委員が調査のために常任委員會の總意でなくして執行機關に書類等の資料の提出を求めることが出来るか。

即ち委員個人の自由意志で調査權の行使が出来るかどうか。

B 第九條第四項に謂う所の「常任委員會〇〇〇〇」の意味は常任委員會の決議を経てはじめて調査を行い得る意味かどうか。

C 常任委員會が聞かれてゐない時、即ち開會中といへども議員個人として或は委員個人として、調査を行う權能があるかどうか。

二、議員個人の調査權の限界について

議員個人が議員としての職責を果すために、個人的調査の權限とその實狀について

答

一、A できない

B お見込の通り

C 權能はない

二、會の意志と關係なく議員個人として調査す

る權能はない。

問

一、議案の提出は、議會では議員にあるが常任委員會として提出は出来ないものか衆議院規則第四十二條には常任委員會の議案提出を認めてゐるようであるがこれとの關係と法的根據如何。

二、これについて常任委員會には發案權なしというものと議員である各常任委員の發案權を總括委任した形において可とする論があるが如何。

三、可とする場合は會議規則で決めてよいが、又提案者は委員會の委員長か連名か。

四、自治法第九十六條第一項第十二號による議決事項について、

1. 立法の根據

2. その具體的内容

3. いかなる調整をするかその範圍

答

一、二、三、常任委員會に當然に發案權があるということとは出来ない。常任委員會において委員長をもつて提出者とする旨を議決した場合に委員長をもつて當該議案の提出者となることが出来ることは會議規則の有無に拘るものでない。衆議院規則第四十三條の規定は國會法第五十六條第一項の議員の發案權の他に特に委員會の發案權を認めたと解すべきものでなく、常任委員會において審議し發案す

るに決定した法律案の提出者を委員會の代表者たる委員長としたものに過ぎない、地方議會においてもこのような場合の議案提出手續を明確にするために、會議規則に規定を置くことはもとより妨げないが、そのために法第四十二條に規定する議員の議案提出權を侵すような議會運営がなされてはならない。

四、1. 本號の趣旨は地方自治法第一五七條の規定により、普通地方公共團體の長の行う公共的團體等の活動に對する綜合調整の方針につき、議會の意志を反映せしめようとするものである。蓋しこの權限の目的とするところは當該普通地方公共團體の住民の福祉を増進するため、産業、經濟、文化、社會の各般にわたる事業活動をして當該地方公共團體の行政との間に適切な調和と協力を得しめようとするにあるからである。

2. 本號の對照となる公共團體等とは農業協同組合、森林組合、漁業會、林業會、生活協同組合、商工會議所等の産業團體、養老院、育兒院、赤十字社、司法保護等の厚生社會事業團體、青年團、婦人會、教育會、體育會等の文化教育事業團體等いやくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。

3. 本號は第一五七條の措置に關する基準につき議會の議決すべき事項としたものであり、議員又は長において措置を必要と認める

場合に随時議案として提出したものについて議決することも、豫め地方公共團體の事業その他運営方針に一致せしめるために、議員又は長において總括的な綜合調整方針に關する議案を提出したものである。これに關して議決することも可能である。

道 會 餘 錄

就任とたんに東京事務所問題であのメイ答辯ふりに特異の存在を示した野口總務部長、飄々として風の如きあの風格答辯ふりに時には議員諸公をセツシヤクワン、シヨウソウの淵に叩き込んでニヤリニヤリとあらぬ方を眺めてヒナ壇に鎮座しましておることは既に御存知の通り。

この野口總務部長を擧げてさる豫算特別委員會の休憩中某議員つくつく述懐して曰く、

「總務部長の答辯は全くつかみどころがなくつてシヤクにさわるが、そうかといつて參與員席でニヤニヤつと笑い顔をみているとニクラしいがメン、コクつて怒るわけにいかんしね」

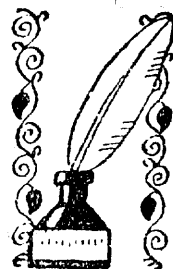
に當の野口總務部長

「ひとをバカにするにも程があるていゝ年をしたおやじをつかまえてメンコイつてことがあるもんかね」……ヘツヘツヘツヘツとメンコイ顔でくすぐつたさうに笑えば、某議員すかさず

ソレその顔がメン、コクツて！

記 録 席 か ら

記録席から物申す——という生意氣な！といわれるかもしれないが決してさうではない事務能率を向上したい一念からの進言である。「エエものはエエ」「ワルエものはワルエ」これは故若槻老の名演説、そこでエエものはエエがワルエものは直してもらはなければならぬ。というのは參與員の答辯である。質問の核心を擧ぐではつきり答辯される參與員に語句も首聲も明瞭に聞きたれるのだが、さて難物はうまくこらでこま化してという肚の見える（見えるわけではないが聞いておればわかる）參與員の答辯はどこをつかんでいいのかわからない。論旨を節約するだけならまだいいが論旨と一緒に首聲まで節約する「……であるんで……あつて……よろしく……」承……まず……では了承したくてもできかねる。議員の方はと耳の後に手をあて上半身を乗出して聞いている。記録席でさえきこえない言葉をきこうとするのだからこれは又大變な努力だと思ひが、そんなことは知るや知らずや「いうだけいへばエエ」「わかつてもわからんでもエエ」のかどうかうつむいてはづかしそりに（さうでもないでしよるが）自分の机の上ばかり眺めて机に答辯をしていらつしやる。こま化すところはこま化してもいゝがどうせ答辯されるからにはもう少し聲を大きく皆にわかる答辯をしていただきたい。これは知事が常にいわれる事務能率向上のためにも絶対に必要なことだと思ひ、どうぞ下々に範をたれたまわんことを！



編 集 後 記

本時報も編集技術の未熟不馴から、甚だ不體裁のまゝ、本年最終の第八號を御手許に御送りすることになりましたが、編集士一同來年こそその意氣をもつて、議員各員の御べんたつにより更に實際に即したものを作り上げたいとの念願に燃え、企畫に一層の努力を致しております。つきましては議員各位の道政一般に關する研究、意見、希望、批判或は經驗談等を調査課までお寄せ願えれば幸甚と存じます。昭和二十四年も師走の聲を聞き皆様の愈々御多忙のことゝお察し致しておりますが、一層の御健康を祈つて筆を擱きます。

(M生)

昭和二十四年十二月十五日發行

北海道議會時報

第一卷 第八號

編 集 北海道議會事務局調査課
發 行 北海道議會事務局

電話 一、八二〇番